

平成 25 年度

包括外部監査結果報告書

「公の施設の管理・運営について」

平成 26 年 2 月

下関市包括外部監査人

税理士 山田 忠美

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第一章 外部監査の概要 | 1 |
| 第1. 外部監査の種類 | 1 |
| 第2. 選定した特定の事件(テーマ) | 1 |
| 1. 選定した特定の事件..... | 1 |
| 2. 監査の対象部局 | 1 |
| 3. 監査の対象期間 | 1 |
| 4. 選定の理由 | 1 |
| 5. 下関市の財政状況及び重点プロジェクト(選定の理由の背景) | 2 |
| 第3. 監査の概要 | 4 |
| 1. 監査の対象 | 4 |
| 2. 監査の視点 | 6 |
| 3. 監査の方法 | 6 |
| 4. 監査実施者 | 7 |
| 5. 監査の実施期間 | 7 |
| 6. 利害関係..... | 7 |
| 第4. 指摘事項及び意見の記載方法 | 8 |
| 第二章 公の施設の概要 | 9 |
| 第1. 公の施設の意義 | 9 |
| 1. 意義 | 9 |
| 2. 指定管理者制度 | 9 |
| 3. 公の施設の管理 | 10 |
| 4. 管理委託制度と指定管理者制度との比較..... | 10 |
| 5. 下関市指定管理者制度ガイドライン..... | 10 |
| 6. 下関市の対応..... | 10 |
| 7. 指定管理者を導入している公の施設..... | 10 |

| | |
|---|----|
| 第 2. 公の施設の状況の調査 | 12 |
| | |
| 第三章 監査の結果(総括) | 15 |
| 第 1. 設置条例等の検討 | 15 |
| 1. 設置条例等の理解と整合性の確認 | 15 |
| 2. 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営についての検討 | 15 |
| 第 2. 財産の管理状況の検討 | 15 |
| 1. 公の施設及び付随した設備（駐車場等）の利用状況の把握 | 15 |
| 2. 近隣の重複施設の有無の確認及び当該施設の必要性の検討 | 16 |
| 3. 財産受払残高を示す帳簿の整備の確認 | 16 |
| 4. 現品、物品の実査による現物の管理状況の検討 | 16 |
| 5. 公の施設の修繕の執行状況の把握 | 16 |
| 6. 便益施設の許可及び利用（稼動）状況の確認 | 17 |
| 7. 重要な備品等の損害保険の付保状況の確認 | 17 |
| 第 3. 契約事務の執行状況の検討 | 17 |
| 第 4. 使用料の算定・徴収の検討 | 17 |
| 1. 使用料の収入状況の確認 | 17 |
| 3. 未収金の有無及びその管理状況の検討 | 18 |
| 4. 便益施設における設置条例や基本協定書（指定管理者の場合）等に従った事務処理の検討 | 19 |
| 第 5. 経済性・効率性の検討 | 19 |
| 第 6. 指定管理者の選定手続の妥当性の検討 | 21 |
| 第 7. 指定管理者に対するモニタリング（指導監督を含む。）の検討 | 22 |
| | |
| 第四章 監査の結果(共通事項) | 23 |
| 第 1. 公共ファシリティマネジメントの導入について | 23 |
| 第 2. 公の施設の利用者の安全の確保について | 26 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第 3. 公の施設の利用者・入館者の拡大について | 26 |
| 第 4. 公の施設における自動販売機設置料収入について | 27 |
| | |
| 第五章 監査の結果(個別事案の概要) | 28 |
| | |
| 第 1. 財産の管理状況に関して | 28 |
| 1. 備品等の管理について | 28 |
| 2. 便益施設の管理について | 30 |
| 3. 維持管理について | 30 |
| 4. 収蔵品の損害保険の付保について | 30 |
| 第 2. 使用料に関して | 30 |
| 1. 使用許可申請・利用申請に関する手続について | 30 |
| 2. 使用料の徴収について | 30 |
| 3. 手数料の料金設定について | 31 |
| 4. つり銭準備金について | 31 |
| 5. 減免の在り方について | 31 |
| 第 3. 契約事務の手続に関して | 31 |
| 第 4. 指定管理者の選定に関して | 32 |
| 第 5. 指定管理者に対する指導監督に関して | 32 |
| 1. 指定管理者の補助金申請について | 32 |
| 2. 指定管理者の会計処理について | 32 |
| 第 6. 経済性・効率性に関して | 33 |
| 1. 利用状況について | 33 |
| 2. 手数料の有料化について | 33 |
| 3. 組織運営について | 33 |
| | |
| 第六章 監査の結果(個別事案) | 34 |
| | |
| 個別事案に関する監査の結果 | 34 |
| | |
| 個別事案 1. 下関市勤労福祉会館 | 35 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 個別事案 2. 下関市勤労婦人センター | 40 |
| 個別事案 3. 下関市ふれあい健康ランド..... | 44 |
| 個別事案 4. しものせき水族館..... | 47 |
| 個別事案 5. 下関市深坂自然の森..... | 50 |
| 個別事案 6. 森の家下関 | 50 |
| 個別事案 7. 長府博物館 | 60 |
| 個別事案 8. 東行記念館 | 62 |
| 個別事案 9. 美術館 | 64 |
| 個別事案 10. 近代先人顕彰館..... | 68 |
| 個別事案 11. 下関市民会館 | 72 |
| 個別事案 12. 下関市体育館 | 77 |
| 個別事案 13. 下関市営下関陸上競技場..... | 79 |
| 個別事案 15. 下関市弓道場 | 81 |
| 個別事案 17. 下関市相撲場 | 83 |
| 個別事案 23. 下関市動物愛護管理センター..... | 86 |
| 個別事案 25. 川中公民館..... | 89 |
| 個別事案 26. 黒井公民館..... | 92 |
| 個別事案 27. 乃木浜総合公園..... | 95 |
| 個別事案 28. 下関市リサイクルプラザ（啓発棟のみ） | 97 |

第一章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(テーマ)

1. 選定した特定の事件

公の施設の管理・運営について

2. 監査の対象部局

上記特定の事件に関連する部局

3. 監査の対象期間

平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 選定の理由

下関市では、市民の福祉の増進を図るために文化・教育施設や福祉・保健・医療施設等の公の施設を多数設置し、広く市民サービスを提供している。

公の施設は、その整備において多額の財政負担を要するが、整備後の管理運営や安全・維持における財政負担も大きいものになっている。また、高度経済成長期に多くの社会的インフラが整備され、それらの資産の更新時期を迎えているものが少なくないことから、今後、それらの資産の更新費用が大きな負担となることが見込まれる。

下関市の場合、平成24年度以降財源不足額が拡大していく傾向にある(平成24年9月 下関市財政健全化プロジェクト)。厳しい財政状況において、管理・運営費用が毎年度歳出の相当額を占める公の施設については、施設の設置目的に照らし適切な管理運営が行われているか、その内容は経済的、効率的、効果的であるかといった点に関して市民の関心も高く、また、今後、公の施設を活用し、市民サービスを提供する上でも、今回のテーマは非常に重要なテーマである。

以上のことから公の施設の管理・運営について検討することは有意義であると判断し、平成25年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 下関市の財政状況及び重点プロジェクト(選定の理由の背景)

(1) 下関市の財政状況

下関市では、市の財政の現状と今後の見通しについて次のとおりコメントしており、下関市の財政事情は予断を許さないとの認識に立っている。

「下関市財政健全化プロジェクト(I期計画)」～当面取り組むべき財源確保対策～(平成24年9月：下関市財政健全化推進本部公表)

下関市財政の現状と今後の見通し

本市ではこれまで、定員管理の適正化による職員数の削減や、市税収納率向上アクションプランに基づき、収納率の向上に努めて参りましたが、今後は景気低迷による個人所得の減少や人口減少等により市税収入の減少が見込まれることに加え、平成27年度以降は合併(※)特例期間の終了に伴う普通交付税の減少が確実な状況です。

また、歳出面では、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加等により義務的経費が増大することが見込まれ、中期財政見通しでは、平成24年度以降財源不足額が拡大していく傾向にあります。

※旧下関市と旧豊浦郡4町(菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町)が平成17年2月13日に合併し、現在の下関市が誕生している。

中期財政見通し(一般会計当初予算ベース)

(単位：億円)

| 区分 | | 24年度 | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | |
|-----------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 当初予算 | 見込 | 伸率 | 見込 | 伸率 | 見込 | 伸率 |
| 歳入 | 1 市税・地方譲与税各種県交付金 | 372.6 | 373.8 | 100.3% | 375.2 | 100.4% | 371.7 | 99.1% |
| | 2 地方交付税・地方特例交付金 | 292.4 | 292.8 | 100.2% | 293.3 | 100.1% | 290.8 | 99.2% |
| | 3 国県支出金 | 230.6 | 246.7 | 107.0% | 244.9 | 99.3% | 247.0 | 100.8% |
| | 4 市債 | 133.3 | 195.0 | 146.3% | 167.7 | 86.0% | 118.4 | 70.6% |
| | うち臨時財政対策債 | 51.0 | 51.0 | 100.0% | 51.0 | 100.0% | 51.0 | 100.0% |
| | 5 その他収入 | 131.2 | 130.6 | 99.6% | 130.3 | 99.8% | 130.0 | 99.8% |
| 計 | | 1160.1 | 1239.0 | 106.8% | 1211.4 | 97.8% | 1157.9 | 95.6% |
| (うち一般財源A) | | 720.7 | 721.7 | 100.1% | 723.5 | 100.3% | 717.5 | 99.2% |
| 歳出 | 1 義務的経費 | 618.7 | 629.9 | 101.8% | 637.8 | 101.3% | 641.8 | 100.6% |
| | うち人件費 | 219.4 | 222.2 | 101.3% | 222.2 | 100.0% | 222.0 | 99.9% |
| | うち扶助費 | 261.3 | 269.1 | 103.0% | 277.2 | 103.0% | 285.5 | 103.0% |
| | うち公債費 | 138.0 | 138.5 | 100.3% | 138.4 | 99.9% | 134.3 | 97.1% |
| | 2 投資的経費 | 124.8 | 205.7 | 164.9% | 179.4 | 87.2% | 125.2 | 69.8% |
| | 3 その他経費 | 448.7 | 447.4 | 99.7% | 442.5 | 98.9% | 445.8 | 100.8% |
| | 計 | 1192.1 | 1283.0 | 107.6% | 1259.7 | 98.2% | 1212.9 | 96.3% |
| (うち一般財源B) | | 752.7 | 765.7 | 101.7% | 771.8 | 100.8% | 772.5 | 100.1% |
| 要調整額(A-B) | | ▲32.0 | ▲44.0 | - | ▲48.2 | - | ▲54.9 | - |

(注) 四捨五入により合計が一致しない箇所がある。

(2) 下関市の重点プロジェクト

下関市総合計画では基本構想において、まちづくりの基本理念である「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現に向け、7つの将来像(7つの施策の柱)を設定している。

平成23年度から始まる後期基本計画では、この7つの将来像を達成し「元気な下関」を実現するための6つの重点プロジェクトを設定している。



第3. 監査の概要

1. 監査の対象

平成24年度における下関市の公の施設は、小・中・高等学校、道路及び河川を除き平成25年3月31日現在で883施設(注)ある。その内、主要な公の施設184施設に対して、外部監査人が作成した様式に基づく調査票を、監査委員事務局を通じて各部局へ配布し、対象とした施設全件について提出を求めた。

(注) 出典：下関市から提出を受けた「下関市公の施設一覧表」

調査票対象件数

| 分類 | 管理方法 | 対象 | | 対象外 | 総計 |
|------------|------|-----|----|-----|-----|
| | | 指定 | 直営 | | |
| 勤労者・商工業施設 | 指定管理 | 4 | | | 4 |
| | 直営 | | 1 | 3 | 4 |
| | 計 | 4 | 1 | 3 | 8 |
| 観光施設 | 指定管理 | 15 | | | 15 |
| | 直営 | | 3 | 2 | 5 |
| | 計 | 15 | 3 | 2 | 20 |
| 農林漁業施設 | 指定管理 | 18 | | 16 | 34 |
| | 直営 | | | 14 | 14 |
| | 計 | 18 | 0 | 30 | 48 |
| 文化・教育施設 | 指定管理 | 7 | | | 7 |
| | 直営 | | 16 | 31 | 47 |
| | 計 | 7 | 16 | 31 | 54 |
| 体育施設 | 指定管理 | 14 | | | 14 |
| | 直営 | | 19 | 10 | 29 |
| | 計 | 14 | 19 | 10 | 43 |
| 福祉・保健・医療施設 | 指定管理 | 29 | | 4 | 33 |
| | 直営 | | 3 | 58 | 61 |
| | 休止中 | | | 1 | 1 |
| | 計 | 29 | 3 | 63 | 95 |
| 駐車施設 | 指定管理 | 3 | | | 3 |
| | 直営 | | 3 | 16 | 19 |
| | 計 | 3 | 3 | 16 | 22 |
| 公営住宅 | 指定管理 | | | 111 | 111 |
| | 直営 | | 1 | | 1 |
| | 計 | 0 | 1 | 111 | 112 |
| 公民館 | 直営 | | 34 | | 34 |
| | 計 | 0 | 34 | 0 | 34 |
| 公園施設 | 指定管理 | 1 | | | 1 |
| | 直営 | | 7 | 420 | 427 |
| | 計 | 1 | 7 | 420 | 428 |
| その他の施設 | 指定管理 | 1 | | | 1 |
| | 直営 | | 5 | 12 | 17 |
| | 休止中 | | | 1 | 1 |
| | 計 | 1 | 5 | 13 | 19 |
| 総計 | | 92 | 92 | 699 | 883 |
| 調査票対象件数合計 | | 184 | | | |

この内、過去に包括外部監査の対象となっている病院及び公営住宅を除いた施設の中から、28施設を監査対象とした。

なお、監査対象とした公の施設は、次のとおりである。

| 番号 | 施設の名称 | 担当部局課 | 管理方法 | 分類 |
|----|---------------|---------------------|-------|------------|
| 1 | 下関市勤労福祉会館 | 産業振興部 産業立地・就業支援課 | 指定管理者 | 勤労者・商工業施設 |
| 2 | 下関市勤労婦人センター | 産業振興部 産業立地・就業支援課 | 直営 | 勤労者・商工業施設 |
| 3 | 下関市ふれあい健康ランド | 観光交流部 観光施設課 | 指定管理者 | 観光施設 |
| 4 | しものせき水族館 | 観光交流部 観光施設課 | 指定管理者 | 観光施設 |
| 5 | 下関市深坂自然の森 | 農林水産振興部 農林整備課 | 指定管理者 | 農林漁業施設 |
| 6 | 森の家下関 | 農林水産振興部 農林整備課 | 指定管理者 | 農林漁業施設 |
| 7 | 長府博物館 | 教育委員会教育部 文化財保護課 | 直営 | 文化・教育施設 |
| 8 | 東行記念館 | 教育委員会教育部 文化財保護課 | 直営 | 文化・教育施設 |
| 9 | 美術館 | 教育委員会教育部 美術館 | 直営 | 文化・教育施設 |
| 10 | 近代先人顕彰館 | 市民部 市民文化課 | 指定管理者 | 文化・教育施設 |
| 11 | 下関市民会館 | 市民部 市民文化課 | 指定管理者 | 文化・教育施設 |
| 12 | 下関市体育館 | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 13 | 下関市営下関陸上競技場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 14 | 下関市庭球場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 15 | 下関市弓道場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 16 | 下関市アーチェリー場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 17 | 下関市相撲場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 18 | 下関市向洋グラウンド | 観光交流部 スポーツ振興課 | 直営 | 体育施設 |
| 19 | 梅花園 | 福祉部 生活支援課 | 指定管理者 | 福祉・保健・医療施設 |
| 20 | 陽光苑 | 福祉部 いきいき支援課 | 指定管理者 | 福祉・保健・医療施設 |
| 21 | 陽光苑デイサービスセンター | 福祉部 いきいき支援課 | 指定管理者 | 福祉・保健・医療施設 |
| 22 | 下関市満珠荘 | 福祉部 いきいき支援課 | 指定管理者 | 福祉・保健・医療施設 |
| 23 | 下関市動物愛護管理センター | 保健部 動物愛護管理センター | 直営 | 福祉・保健・医療施設 |

| 番号 | 施設の名称 | 担当部局課 | 管理方法 | 分類 |
|----|-----------------|--------------------|-------|------------|
| 24 | 下関市きくがわ温泉 華陽 | 菊川総合支所 市民生活課 | 指定管理者 | 福祉・保健・医療施設 |
| 25 | 川中公民館 | 教育委員会教育部 生涯学習課 | 直営 | 公民館 |
| 26 | 黒井公民館 | 教育委員会教育部 豊浦教育支所 | 直営 | 公民館 |
| 27 | 乃木浜総合公園 | 都市整備部 公園緑地課 | 直営 | 公園施設 |
| 28 | 下関市リサイクルプ ラザ | 環境部 環境施設課 | 直営 | その他の施設 |

2. 監査の視点

監査の視点として、以下に掲げる項目を設定した。

- (1) 設置条例、規則、内規その他公の施設に関する市の内部ルール(以下「設置条例等」という。)に基づき公の施設の管理・運営が適切に行われているか。
- (2) 公の施設の維持管理(事故等のリスクへの対応を含む。)が適切に行われているか。
- (3) 現金・備品の管理は適切に行われているか。
- (4) 使用料(利用料金等)の徴収・管理は適切に行われているか。
- (5) 公の施設の運営コストは適正な水準か。
- (6) 指定管理者の選定は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

3. 監査の方法

上記「2. 監査の視点」の項目について、以下の手続を実施した。

- (1) 設置条例等の検討
 - ① 設置条例等を理解するとともに、それぞれの整合性が取れているか確認する。
 - ② 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営になっているか検討する。
- (2) 財産の管理状況の検討
 - ① 公の施設及び付随した設備(駐車場等)の利用状況を把握する。
 - ② 近隣での重複施設の有無を確認するとともに、その施設の必要性を検討する。
 - ③ 財産受払残高を示す帳簿が整備されているか確認する。
 - ④ 現金、物品の実査により現物の管理状況を検討する。
 - ⑤ 公の施設の修繕の執行状況を把握する。
 - ⑥ 便益施設(自動販売機、売店、食堂等)の許可及び利用(稼働)状況を確認する。
 - ⑦ 重要な備品等の損害保険の付保状況を確認する。

(3) 契約事務の執行状況の検討

公の施設の契約事務の執行状況を確認する。

(4) 使用料の算定・徴収の検討

- ① 施設の収入の状況を確認する。
- ② 使用料の根拠規定を確認する。また、根拠規定の合理性について利用状況、受益者負担等を勘案して確認し検討する。
- ③ 未収金の有無及びその管理状況を検討する。
- ④ 便益施設がある場合、設置条例や基本協定書（指定管理者の場合）等に従った事務処理であるかを検討する。

(5) 経済性・効率性の検討

各公の施設の過去3年間の収入、施設維持管理経費、年度別の利用調査票等の提出を求め、各公の施設の収支及び利用の状況の推移を分析する。

(6) 指定管理者の選定手続の妥当性の検討

「下関市指定管理者制度ガイドライン」に則って指定管理者が適切に選定されているか確認し検討する。

(7) 指定管理者に対するモニタリング(指導監督)の検討

「下関市指定管理者制度ガイドライン」に則って指定管理者をモニタリングしているか確認し検討する。

4. 監査実施者

| | | |
|----------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 税 理 士 | 山田 忠美 |
| 外部監査人補助者 | 税 理 士 | 川原 徳也 |
| 同 | 税 理 士 | 佐野 毅 |
| 同 | 税 理 士 | 松井 重人 |
| 同 | 公認会計士 | 中尾 英紀 |
| 同 | 公認会計士 | 山田 康雄 |
| 同 | 税 理 士 | 若松 大介 |

5. 監査の実施期間

平成25年5月1日から平成26年2月5日まで

6. 利害関係

包括外部監査人及び外部監査人補助者らは、いずれも監査対象事件につき地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第4. 指摘事項及び意見の記載方法

監査対象とした公の施設のうち、指摘事項又は意見があったものについては、以下のとおり記載している。

ア 全体の総括

「**第三章 監査の結果(総括)**」において記載している。

イ 全体に共通する指摘事項又は意見

「**第四章 監査の結果(共通事項)**」において記載している。

ウ 各施設に関連する個別の指摘事項及び意見

指摘事項又は意見がある施設のみを対象とし、指摘事項又は意見の概要を「**第五章 監査の結果(個別事案の概要)**」に記載し、詳細を「**第六章 監査の結果(個別事案)**」に記載している。

なお、指摘事項及び意見の定義は以下のとおりである。

「指摘事項」とは、監査の結果、改善の必要性が著しいと認めた事項である。主に、法令、条例、規則、要綱等に抵触する事項で不適切な事務の是正を求めるもの及び「**第3. 監査の概要 2. 監査の視点**」に基づき改善を求める事項である。

「意見」とは、指摘事項には該当しないが改善が望ましい事項である。

第二章 公の施設の概要

第1. 公の施設の意義

1. 意義

(出典：『地方自治法基本解説第5版』(著：川崎政司))

公の施設は、地方自治法に特有の概念であり、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設のことをいう(地方自治法第244条第1項)。

公の施設については、次のような特色があり、その点から他の施設と区別される。

(1) その地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること

地方公共団体が直接使用する庁舎、利用者が限定される試験研究機関、特定の人を収容する救護施設は該当しない。

また、観光ホテルや物品陳列所など、主として他の地方公共団体の住民の利用に供するために設けられる施設は、該当しない。

(2) 住民の福祉を増進する目的で設置されるものであること

競艇場のように財政上の必要から設けられる施設や、留置施設のように社会公共の秩序を維持するために設けられる施設は、該当しない。

(3) 物的施設を中心としたものであること

人的要素は必ずしも必要ない。したがって、道路、墓地のように物的施設のみからなる公の施設はあるが、人的手段のみからなる公の施設はない。

(4) 地方公共団体が設置するものであること

必ずしもその施設の所有権を有していることまで必要ではなく、賃借権、使用貸借などの権原を有していることで足りる。

(以下、2. から7. までの出典：下関市のホームページ)

2. 指定管理者制度

観光施設や福祉施設、教育・文化施設など、市の設置する公の施設の管理を委ねる場合、これまでは市が出資する法人や公共的団体等に限られていた(=管理委託制度)が、地方自治法の改正によって、市が指定する民間事業者等を含む法人や団体(指定管理者)に管理を委ねることができるようになった。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としており、民間企業やNPO等を含む法人や団体(個人は不可)で市が指定して議会の議決を受ければ指定管理者になることができる。

3. 公の施設の管理

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理のことで、清掃、警備、保守等の個々の業務とは異なる。清掃、警備、保守等は、指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者が直接行うか、或いは指定管理者から他の業者に委託される。

また、市が直接管理（直営方式）する施設については、市が業者に委託する。

4. 管理委託制度と指定管理者制度との比較

| | 管理委託制度 | 指定管理制度 |
|------------------------|--|---|
| 市が施設の管理を行わせることができる者 | ・市の出資法人のうち一定の要件を満たすもの (1/2以上出資等) ・公共団体 ・公共的団体（自治会等） | ・民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等（個人は除く） |
| 権限と業務の範囲 | 市の管理権限の下で契約に基づき、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行する。 施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である市が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。 | 市の指定を受けた指定管理者が、施設の管理を代行する。 条例に基づき指定管理者も、使用の許可を行うことができる。 市は指定管理者に対して、必要に応じて指示等を行う。 |
| 指定管理者(管理受託者)に管理を行わせる期間 | 施設ごとに契約で定める。(年度更新) | 施設ごとに議会の議決を経て協定で定める。 |

5. 下関市指定管理者制度ガイドライン

下関市では、平成 22 年 3 月に「下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」を改正し、同年 4 月に施行したことに伴い、「公の施設への指定管理者制度導入要領」を全面的に改正し、平成 22 年 8 月に「下関市指定管理者制度ガイドライン」を制定している。

平成 22 年 7 月から遡及適用しているが、モニタリングの部分について平成 22 年度は試行導入とし、平成 23 年度から本格的に実施している。PDCA マネジメントサイクルは、平成 23 年度から段階的に実施している。

6. 下関市の対応

下関市では、すべての公の施設について、下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、管理のあり方、行政としての関与の必要性を検討し、今後の方針が決定し準備が整った施設から順次指定管理者制度の導入を進めている。

7. 指定管理者を導入している公の施設

平成 25 年 4 月 1 日現在、指定管理者制度を導入している公の施設は 229 施設ある。

勤労者・商工業施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 下関市勤労福祉会館 | (財)下関市勤労福祉 会館管理公社 | 平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 | 産業振興部 産業立地・就業支援課 |

外 3 施設

観光施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|---------------------|---------------|--------------------------------------|-----------------|
| 下関市豊田町道の駅 蛸街道西ノ市 | (株)豊田ふるさとセンター | 平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日 | 豊田総合支所 地域政策課 |

外 19 施設

農林漁業施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|-----------------|---------|--------------------------------------|------------------|
| 下関市王喜農村 センター | 下関土地改良区 | 平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 | 農林水産振興部 農林整備課 |

外 33 施設

文化・教育施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|--------|-------------------|--------------------------------------|--------------|
| 下関市民会館 | (公財)下関市文化 振興財団 | 平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 | 市民部 市民文化課 |

外7施設

体育施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|----------|-------------------------|--------------------------------------|------------------|
| 下関市垢田体育館 | 下関市垢田運動場・ 垢田体育館運営委員会 | 平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 | 観光交流部 スポーツ振興課 |

外 14 施設

福祉・保健・医療施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|--------------------|---------------------|--------------------------------------|---------------|
| 下関市障害者 スポーツセンター | (社・福)下関市社会 福祉協議会 | 平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日 | 福祉部 障害者支援課 |

外 32 施設

駐車施設

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|------------------|------------|--------------------------------------|----------------|
| 下関市営駐車場 (長門町) | トラストパーク(株) | 平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日 | 都市整備部 都市計画課 |

外3施設

公営住宅

| 施設名 | 指定管理者 | 指定期間 | 担当課 |
|---------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------|
| 下関市営住宅等 (111 施設) | 一般社団法人 山口県公営住宅管理協会 | 平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日 | 建設部 建築住宅課 |

第 2. 公の施設の状況の調査

下関市の公の施設の状況を概括的に把握するため、「第一章 包括外部監査の概要

第 3. 監査の概要 1. 監査の対象」に記載のとおり、184 施設を対象に、以下の事項に関する調査票の提出を求めた。

(1) 公の施設の概要

| | | | |
|---|---------------|---------------------------------|-----------|
| ① | 公の施設の名称 | | |
| ② | 所在地 | | |
| ③ | 設置条例・規則等 | | |
| ④ | 管理の方法 | 直営 ・ 指定管理 (公募 ・ 非公募) | |
| ⑤ | 指定管理者名 | | |
| ⑥ | 所管部課 | | |
| ⑦ | 設立目的 | | |
| ⑧ | 敷地面積 (駐車場含) | m ² | 駐車可能台数 台 |
| ⑨ | 建物構造 延床面積 | | |
| ⑩ | 耐震基準対応 | 対応済 ・ 調査中 未対応 (対応予定 有 ・ 無) | |
| ⑪ | 施設の内容 | | |
| ⑫ | 開館 (竣工) 年月 | | 廃止予定 年 月 |
| ⑬ | 建物価額 | 千円 | |
| ⑭ | 職員配置の状況 | 市職員 名 | 指定管理者職員 名 |
| | | 嘱託その他 名 | |
| ⑮ | 参考事項 | | |

※ 職員配置の状況に関しては、「下関市事務事業評価シート」に基づき、記載してください。

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 備考 |
|------------|----------|----------|----------|----|
| 歳入 | | | | |
| 使用料 | | | | |
| 行政財産目的外使用料 | | | | |
| 雑入（実費弁償等） | | | | |
| 歳入計 | | | | |
| 歳出 | | | | |
| 事業費等 | | | | |
| 委託料（指定管理） | | | | |
| 委託料（その他） | | | | |
| 需用費中の修繕料 | | | | |
| 工事請負費 | | | | |
| その他の事業費 | | | | |
| 報償費 | | | | |
| 人件費 | | | | |
| 歳出計 | | | | |
| 歳入・歳出差引 | | | | |

※ 人件費に関しては、「下関市事務事業評価シート」に基づき、記載してください。

②指定管理者の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 収入 | | | |
| 市からの委託金 | | | |
| 利用料金 | | | |
| その他 | | | |
| 収入合計(A) | | | |
| 支出 | | | |
| 人件費 | | | |
| 管理費 | | | |
| 事業費(ソフト事業等) | | | |
| 一般管理費 | | | |
| 支出合計(B) | | | |
| 収支(A)－(B) | | | |

※ 「下関市指定管理者制度ガイドライン」の「施設の運用状況に関するチェックシート」で代替可能です。

③施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利 用 件 数 | | | |
| 利 用 人 数 | | | |

※ 「下関市指定管理者制度ガイドライン」の「施設の運用状況に関するチェックシート」で代替可能です。

(3) 使用料について
(自由書式)

第三章 監査の結果(総括)

第1. 設置条例等の検討

1. 設置条例等の理解と整合性の確認

公の施設は、住民の福祉の向上を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、その適正な管理・運営を確保することが必要である。このため、公の施設の設置条例、規則、内規及びその他公の施設に関する市の内部ルールについて、それぞれが整合性を持って規定されているかどうかについて確認した。

その結果、設置条例、規則、内規及びその他公の施設に関する市の内部ルールについて、監査を行った範囲においては整合性をもって規定されていることが認められた。

2. 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営についての検討

公の施設が設置条例等に基づき設置・管理・運営されているかどうかを検討した。

その結果、監査を行った範囲においては概ね適正に設置・管理・運営されていることが見受けられた。しかし、一部の施設（下関市深坂自然の森・森の家下関）において、条例、規則では使用料を使用時までを支払うこととなっているにもかかわらず、一部の利用者においては、支払の時期がずれる場合もあるなど、条例の見直しが必要と思われる事項も見受けられた。また、利用者の利便性の向上を図るため柔軟な管理・運営を行うことが望ましい事例など、条例等の見直しを含め改善を要すると思われる事項も見受けられた。

第2. 財産の管理状況の検討

1. 公の施設及び付随した設備（駐車場等）の利用状況の把握

公の施設及び付随施設の利用状況を確認した。

その結果、監査を行った範囲においては概ね適正に利用されていることが認められた。特に、下関市深坂自然の森・森の家下関や下関市民会館のように指定管理者の努力により利用者が増加した施設がある。しかし、一方では、近代先人顕彰館のように利用者が大幅に減少した施設や、下関市相撲場のように土俵としての利用が皆無の施設も見受けられた。

公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」を図るために、利用者数は重要な指標の一つであり、公の施設は住民に利用されて初めて存在価値が出るものである。このため、各施設において、利用者数の拡大に努め、施設の特性を生かした魅力ある施設づくりを検討することが望ましい。

2. 近隣の重複施設の有無の確認及び当該施設の必要性の検討

近隣の重複施設の有無を確認した。

その結果、黒井公民館については、近隣に重複施設があることが判明した。黒井公民館については施設の統合化等の検討をすることが望ましい。さらに、下関市勤労婦人センターについては、北部公民館と同一の建物の中にあり、この二つの施設の業務は類似していることから、管理・運営の効率化を図るため業務運営の一本化を検討することが望ましい。

3. 財産受払残高を示す帳簿の整備の確認

現金や切手などの財産の受払残高を示す帳簿が整備されているかを確認した。

その結果、一部の施設（下関市勤労福祉会館）において、指定管理者が切手等の受払簿による管理を行っていないという事例が見受けられた。監査を行った範囲においては指摘事項、又は意見で示した事項以外は概ね良好であると認められた。しかし、公の施設の管理・運営に当たっては、財産の管理は重要であり、公の施設における財産は市から支払われる指定管理料やその他の公費で調達されたものであることを十分に認識し、市は指定管理者に対し適宜、適切な指導を行う必要がある。

4. 現品、物品の実査による現物の管理状況の検討

現物の管理状況を検討するため、現品、物品の実査を行った。

その結果、備品等の管理について備品台帳への記帳がないものや、預り品の取扱いについて不適切と思われる事例が見受けられた。また、指定管理者における現金及び預金の処理について一部不適切な事例も見受けられた。近年、民間企業だけでなく、公益法人等においても、会計上の取扱いにおいてより厳密な事務手続きが求められていることから、市は指定管理者に対し適宜、適切な指導を行う必要がある。

5. 公の施設の修繕の執行状況の把握

現地で修繕の執行状況を確認した。

その結果、一部の施設（しものせき水族館）において、修繕が必要と思われる箇所が見受けられた。また、老朽化した施設も多く、利用者の安全確保の観点からも、優先度を考慮し、計画的に修繕を行うことが望ましい。

6. 便益施設の許可及び利用（稼働）状況の確認

公の施設における便益施設としては、施設内に併設された売店、食堂や屋内、屋外に設置された自動販売機などがあり、便益施設の許可及び利用（稼働）状況を確認した。

その結果、便益施設の設置については、地方自治法の目的外使用許可により設置されており、設置料に関しては条例に基づき固定資産評価額を参考としたものとなっている。しかし、自動販売機の設置料は、民間での設置料と比べ低廉であった。市の財政状況が厳しい中であり、市の収入増加の観点から設置料の見直しが必要と思われる。

7. 重要な備品等の損害保険の付保状況の確認

公の施設における重要な備品等の損害保険の付保状況を確認した。

その結果、一部の施設（長府博物館、近代先人顕彰館）において、寄託品や収蔵品に損害保険が付保されていないものが見受けられた。寄託品や収蔵品については、その価値の判断が難しいものもあるが、保管責任又は管理責任の観点から適時に損害保険を付保することが望ましい。

第3. 契約事務の執行状況の検討

公の施設において、市からの清掃や警備などの業務委託に関して、適切に執行されているかどうか、又、指定管理者からの業務委託に関して、基本協定書に基づいた再委託等の制限に抵触する事項はないかという観点から、契約事務の執行状況を確認した。

その結果、一部の施設（下関市勤労婦人センター）において、併設する北部公民館と業務委託の経費を按分することにより施設ごとの収支を正確に把握することが望ましい事例が見受けられた。また、一部の施設（美術館）において、内部ルールに基づいたチェックシートの添付がないという事例が見受けられた。

第4. 使用料の算定・徴収の検討

1. 使用料の収入状況の確認

使用料の収入状況について確認した。その結果、使用料の収入が漏れているというような事例は見受けられなかったが、「**第1. 設置条例等の検討 2. 設置条例等に基づいた施設の設置・管理・運営についての検討**」に述べたように、収入の時期がずれ込んでいる事例が見受けられた。

2. 使用料の根拠規定の確認及び利用状況、受益者負担等を勘案した根拠規定の合理性の確認及び検討

公の施設の使用料を徴収する本来の目的は、特定の市民が利益を受ける行政サービスについて、受益者と非受益者の税負担の公平性、公正性を確保することにある。

使用料収入が運営経費を下回った場合、不足分は市民全体からの公費（＝税金）で賄う必要が生じ、施設等を利用しない市民や行政サービスを受けていない市民にも費用負担を求めることとなるため、負担の公平性の観点から、受益者負担を原則として使用料を算定することとなる。ただし、使用料の算定の場合にあっては、施設の維持管理費用等の全てを一律に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質（公共性の強弱）によって、受益者と市の負担割合を設定することが適正と考える。

下関市では、これまで、使用料の算定を行う際の統一的な算定方法を定めた基準が無かったため、その多くが他都市や近隣の類似施設等を参考に設定されており、受益と負担の公平性の観点から適正さに関する検証がなされていない状況であった。

そのため、受益者負担の積算根拠を明確化し、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするとともに、施設等の運営にかかる経費を見直し、今後効率的な運営方法を検討していくため、統一的な算定方法を定めた基準を設定する必要がある。

下関市は、下関市財政健全化プロジェクト（I期計画）において、統一的な算定基準となる「受益者負担の見直し基準」を策定し、公の施設の使用料の見直しを行っているところである。

見直しに当たっては、算定方法の明確化に留意するとともに、より安価な料金で上質なサービスを提供できるよう、継続的な経営改善を行いコスト削減に努める必要がある。

また、公の施設の利用状況、受益者負担等を勘案して確認し検討した。その結果、一部の施設（下関市動物愛護管理センター）において、新たに手数料を徴収することを検討することが望ましい事例が見受けられた。今後、公の施設の維持、管理・運営を適切に行うためにも、「受益者負担の見直し基準」に基づき、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定を検討する必要がある。

3. 未収金の有無及びその管理状況の検討

使用料に関する未収金の有無を確認し、その管理状況を検討した。その結果、一部の施設（下関市民会館）において使用料の未収が見受けられた。未収となっている使用料については、計画的な徴収が行われていることが確認されたことから、管理状況については概ね良好であると認められた。今後、未収金が発生しないような事務手続きを検討する必要がある。

4. 便益施設における設置条例等に従った事務処理の検討

便益施設における事務処理が設置条例や基本協定書（指定管理者の場合）等に従って適切に行われているか確認した。

その結果、監査を行った範囲においては概ね良好であると認められた。しかし、厳しい財政状況の中、自動販売機の設置料の見直しや、一部の施設（下関市勤労福祉会館）において行われている使用料の減免について、減免の必要性や減免率などの見直しを検討することが望ましい。

第5. 経済性・効率性の検討

「第六章 監査の結果(個別事案)」に記載した20施設を対象に、調査票に基づく各公の施設の過去3年間の収支状況及び利用者数の推移をまとめると、次のとおりであった。

公の施設における収支状況及び利用者数の推移

【単位：千円、人】

| 施設名 | 平成22年度 | | | | 平成23年度 | | | | 平成24年度 | | | |
|-----------------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| | 歳入 | 歳出 | 差引 | 利用者数 | 歳入 | 歳出 | 差引 | 利用者数 | 歳入 | 歳出 | 差引 | 利用者数 |
| 下関市勤労福祉会館 | 28,728 | 90,344 | ▲ 61,616 | 142,210 | 14,979 | 76,356 | ▲ 61,377 | 140,874 | 14,657 | 76,837 | ▲ 62,180 | 140,772 |
| 下関市勤労婦人センター | 38,477 | 53,840 | ▲ 15,363 | 49,590 | 6,798 | 22,029 | ▲ 15,231 | 34,651 | 6,362 | 21,859 | ▲ 15,497 | 33,748 |
| 下関市ふれあい健康ランド | 14,469 | 140,371 | ▲ 125,902 | 58,061 | 22,286 | 201,464 | ▲ 179,178 | 100,086 | 26,415 | 138,358 | ▲ 111,943 | 119,509 |
| しものせき水族館 | 1,178,092 | 805,477 | ▲ 372,615 | 842,796 | 962,630 | 869,823 | ▲ 92,807 | 708,148 | 888,474 | 797,473 | ▲ 91,001 | 700,657 |
| 下関市深坂自然の森・森の家下関 | 1,441 | 57,686 | ▲ 56,245 | 13,220 | 1,739 | 49,083 | ▲ 47,344 | 23,521 | 1,879 | 48,124 | ▲ 46,245 | 42,668 |
| 長府博物館 | 5,989 | 44,022 | ▲ 38,033 | 39,004 | 2,385 | 34,876 | ▲ 32,491 | 15,919 | 2,770 | 39,968 | ▲ 37,198 | 15,756 |
| 東行記念館 | 2,504 | 7,061 | ▲ 4,557 | 12,309 | 1,724 | 8,758 | ▲ 7,034 | 8,426 | 1,532 | 13,229 | ▲ 11,697 | 8,339 |
| 美術館 | 26,523 | 174,522 | ▲ 147,999 | 80,989 | 14,611 | 181,121 | ▲ 166,510 | 68,635 | 12,371 | 178,767 | ▲ 166,396 | 57,832 |
| 近代先人顕彰館 | 1,302 | 47,871 | ▲ 46,569 | 16,454 | 570 | 41,329 | ▲ 40,759 | 6,228 | 328 | 44,932 | ▲ 44,604 | 3,737 |
| 下関市民会館 | 30,829 | 195,553 | ▲ 164,724 | 134,575 | 27,678 | 200,788 | ▲ 173,110 | 151,786 | 29,852 | 181,332 | ▲ 151,480 | 164,118 |
| 下関市体育館 | 7,249 | 24,716 | ▲ 17,467 | 70,390 | 7,050 | 23,769 | ▲ 16,719 | 75,765 | 6,302 | 46,793 | ▲ 40,491 | 73,398 |
| 下関市宮陸上競技場 | 2,897 | 26,705 | ▲ 23,808 | 89,173 | 2,551 | 26,400 | ▲ 23,849 | 71,951 | 2,944 | 23,890 | ▲ 20,946 | 75,285 |
| 下関市弓道場 | 1,038 | 8,893 | ▲ 7,855 | 15,143 | 1,050 | 8,843 | ▲ 7,793 | 13,050 | 850 | 3,071 | ▲ 2,221 | 8,907 |
| 下関市相撲場 | 70 | 1,018 | ▲ 948 | 541 | 77 | 746 | ▲ 669 | 886 | 70 | 809 | ▲ 739 | 1,552 |
| 下関市動物愛護管理センター | 11,883 | 85,880 | ▲ 73,997 | 951 | 11,804 | 89,450 | ▲ 77,646 | 1,056 | 12,064 | 89,465 | ▲ 77,401 | 1,311 |
| 川中公民館 | 2,624 | 45,770 | ▲ 43,146 | 86,579 | 3,079 | 47,968 | ▲ 44,889 | 73,006 | 4,005 | 21,133 | ▲ 17,128 | 89,324 |
| 黒井公民館 | 463 | 9,406 | ▲ 8,943 | 9,108 | 452 | 10,292 | ▲ 9,840 | 8,749 | 459 | 9,983 | ▲ 9,524 | 9,684 |
| 乃木浜総合公園 | 1,629 | 147,594 | ▲ 145,965 | データなし | 1,515 | 148,038 | ▲ 146,523 | データなし | 2,037 | 112,349 | ▲ 110,312 | データなし |
| 下関市リサイクルプラザ | 904 | 56,668 | ▲ 55,764 | 74,224 | 1,020 | 59,805 | ▲ 58,785 | 61,269 | 1,068 | 58,384 | ▲ 57,316 | 59,018 |

※下関市深坂自然の森・森の家下関は、指定管理料の関係で合算し計上している。

※乃木浜総合公園は、施設の特質上、利用人数のデータはない。

※リサイクルプラザは、啓発棟のみ。歳出については処理棟以外の施設の経費を含んだ金額のまま集計している。

上記の表のとおり、施設の規模、性格により金額の大小はあるものの、しものせき水族館以外の全ての公の施設で歳出超過となっている。ただし、公の施設の設置目的は住民福祉の増進であり、単なる収支状況の比較では施設の経済性・効率性について判断することはできない。各施設の利用者一人当たりのコストを確認したところ次の通りであった。

施設別・年度別歳出に係る一人当たり経費

| 施設名 | 平成22年度 | | | 平成23年度 | | | 平成24年度 | | |
|-----------------|------------|-------------|----------------|------------|-------------|----------------|------------|-------------|----------------|
| | 歳出 (千円) | 利用人数 (人) | 1人当たり 経費(円) | 歳出 (千円) | 利用人数 (人) | 1人当たり 経費(円) | 歳出 (千円) | 利用人数 (人) | 1人当たり 経費(円) |
| 下関市勤労福祉会館 | 90,344 | 142,210 | 635 | 76,356 | 140,874 | 542 | 76,837 | 140,772 | 546 |
| 下関市勤労婦人センター | 53,840 | 49,590 | 1,086 | 22,029 | 34,651 | 636 | 21,859 | 33,748 | 648 |
| 下関市ふれあい健康ランド | 140,371 | 58,061 | 2,418 | 201,464 | 100,086 | 2,013 | 138,358 | 119,509 | 1,158 |
| しものせき水族館 | 805,477 | 842,796 | 956 | 869,823 | 708,148 | 1,228 | 797,473 | 700,657 | 1,138 |
| 下関市深坂自然の森・森の家下関 | 57,686 | 13,220 | 4,364 | 49,083 | 23,521 | 2,087 | 48,124 | 42,668 | 1,128 |
| 長府博物館 | 44,022 | 39,004 | 1,129 | 34,876 | 15,919 | 2,191 | 39,968 | 15,756 | 2,537 |
| 東行記念館 | 7,061 | 12,309 | 574 | 8,758 | 8,426 | 1,039 | 13,229 | 8,339 | 1,586 |
| 美術館 | 174,522 | 80,989 | 2,155 | 181,121 | 68,635 | 2,639 | 178,767 | 57,832 | 3,091 |
| 近代先人顕彰館 | 47,871 | 16,454 | 2,909 | 41,329 | 6,228 | 6,636 | 44,932 | 3,737 | 12,024 |
| 下関市民会館 | 195,553 | 134,575 | 1,453 | 200,788 | 151,786 | 1,323 | 181,332 | 164,118 | 1,105 |
| 下関市体育館 | 24,716 | 70,390 | 351 | 23,769 | 75,765 | 314 | 46,793 | 73,398 | 638 |
| 下関市宮陸上競技場 | 26,705 | 89,173 | 299 | 26,400 | 71,951 | 367 | 23,890 | 75,285 | 317 |
| 下関市弓道場 | 8,893 | 15,143 | 587 | 8,843 | 13,050 | 678 | 3,071 | 8,907 | 345 |
| 下関市相撲場 | 1,018 | 541 | 1,882 | 746 | 886 | 842 | 809 | 1,552 | 521 |
| 下関市動物愛護管理センター | 85,880 | 951 | 90,305 | 89,450 | 1,056 | 84,706 | 89,465 | 1,311 | 68,242 |
| 川中公民館 | 45,770 | 86,579 | 529 | 47,968 | 73,006 | 657 | 21,133 | 89,324 | 237 |
| 黒井公民館 | 9,406 | 9,108 | 1,033 | 10,292 | 8,749 | 1,176 | 9,983 | 9,684 | 1,031 |
| 下関市リサイクルプラザ | 56,668 | 74,224 | 763 | 59,805 | 61,269 | 976 | 58,384 | 59,018 | 989 |

※下関市深坂自然の森・森の家下関は、指定管理料の関係で合算し計上している。

※乃木浜総合公園は、施設の特質上、利用人数を把握していないので掲載していない。

※リサイクルプラザは、啓発棟のみ。利用人数以外については、処理棟以外の施設の経費を含んだ金額のまま計上している。

上記のように、利用者一人当たりのコストが高額となっている施設も見受けられる。

下関市勤労福祉会館については、利用者数は、ほぼ一定であり、一人当たりのコストについて大きな変化は見られない。

下関市勤労婦人センターについては、平成22年度に施設の改修にかかる工事請負費が高額であったため、平成22年度の一人当たりのコストが高額となったが、平成23年度、平成24年度については大きな変化は見られない。

下関市ふれあい健康ランドについては、平成22年度の途中で設備の故障により施設が休止となり、利用者数が減少し、平成23年度に設備の修繕にかかる工事請負費が高額となったことから平成22年度及び平成23年度の一人当たりのコストが高額となっている。

下関市深坂自然の森・森の家下関については、平成23年度から指定管理者が変更となり、指定管理者による積極的な自主事業の展開により利用者数が激増したことにより、一人当たりのコストが大きく減少している。

長府博物館、東行記念館、美術館については、利用者数が減少傾向にあり、一人当たりのコストが増加傾向にある。

近代先人顕彰館については、利用者数が大幅に減少しており、一人当たりのコストが急増している。

下関市民会館については、指定管理者による積極的な自主事業の展開などの努力により利用者数が増加傾向にあり、一人当たりのコストは減少傾向にある。

下関市体育館、下関市営陸上競技場、下関市弓道場については、大きな変化は見られない。

下関市相撲場については、利用者数は相撲場に隣接した控え室の利用者数であり、相撲場としての利用者は皆無である。

下関市動物愛護管理センターについては、利用者数が増加傾向にあり、一人当たりのコストは減少傾向にある。

川中公民館については、平成 22 年度及び平成 23 年度は工事請負費が高額であり一人当たりのコストが高額となった。

黒井公民館については、大きな変化は見られないが、川中公民館に比べ一人当たりのコストが高額となっている。これについては、施設利用の対象となる地域住民の人数に大きな差があることが原因であるが、近隣に重複施設があり、今後施設の統合化を検討することが望ましい。

以上のように、一人当たりのコストについては、施設の設置目的、施設の場所、施設の特性、利用者の属性などによるものも大きく影響してくる。このため、一概には言えないが、今後、施設の設置目的を達成するために、利用者拡大の施策を検討することが必要である。さらに、利用者が減少し続け、施設の活用が見込めない場合には、費用対効果の観点から、廃止を含めた検討をすることが望ましい。

第 6. 指定管理者の選定手続の妥当性の検討

下関市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例、同施行規則及び下関市指定管理者制度ガイドラインに基づき、指定管理者の選定手続を確認した。

その結果、監査を行った範囲においては、指定管理者の選定手続は概ね適切に実施されていた。

指定管理者の選定に当たっては、公の施設の設置目的を達成するとともに、効果的・効率的な管理・運営を行うために、施設の特性に留意し、指定管理者の能力を十分に活用できるような選定をすることが望ましい。

特に、下関市深坂自然の森・森の家下関については、公募による選定の結果、野外活動に関して一定の資格、知識を有した従業員を有する団体が指定管理者に変更となったことにより、自主事業数を増やし、利用者数が激増したという成功例であった。

一方、指定管理者を非公募により選定する場合もあるが、非公募による選定の場合、公募による選定の場合と違い、選定時点での競争原理が働かないことにより経費節減が十分に実現されない可能性もある。そのため、指定管理料の積算については慎重に検討する必要がある。

指定管理者制度の導入目的は、「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」とされている。

下関市においては、指定管理者の選定は公募を原則としており、指定管理施設の設置目的、規模、利用状況、管理運営の状況により公募に適さないと認めるときは非公募とすることができる。指定管理者として能力を十分に発揮させ、市民サービスの向上と経費の節減を図るために、最も適した指定管理者を選定することが重要である。収益性の見込めない施設については、指定管理者制度の導入目的達成を勘案した上で、原則公募にこだわることなく、非公募による選定について総合的に検討する必要がある。公募又は非公募による選定のルールの見直しが望ましい。

なお、指定管理料の実費精算が行われている施設もあるが、指定管理者制度の導入目的をより良く達成するために、修繕費を除いては、指定管理者の自助努力によって経費節減し、その結果により得られた部分については指定管理者の収入とするよう見直しを検討することが望ましい。

第7. 指定管理者に対するモニタリング（指導監督を含む。）の検討

指定管理者が選定されている各施設については、所管部署の担当者によってモニタリングチェックシートによる確認が行われていることから、指定管理者に対するモニタリング（指導監督を含む。）について確認した。

その結果、下関市民会館において、指定管理者である下関市文化振興財団へ交付した補助金について不適切な事務処理が判明した。このことについては、下関市において詳細な調査が行われ是正措置がとられたが、今後このようなことが起こらないよう、下関市は指定管理者に対し適切にモニタリングを行い、必要な指導監督を行うべきである。

モニタリングの目的は、「適正なサービスが継続的、安定的に提供されることを確保すること」及び「提供される公共サービスの継続的改善」である。形式的なモニタリングに陥らないように留意して適切なモニタリングを実施し、業務の実施状況の確認、サービスの質の評価、サービスの提供の継続性・安定性に関する評価を行い、公の施設の設置目的である住民福祉の増進を図ることが必要である。

第四章 監査の結果(共通事項)

第1. 公共ファシリティマネジメントの導入について

下関市においては、公の施設を含んだ数多くの公共施設があり、その施設面積は、平成24年1月11日に東洋大学PPP研究センターが公表した「全国自治体公共施設延床面積データ」によると、平成22年3月現在で人口一人当たり5.5㎡となっており、人口規模250千人から300千人の市区町村平均3.43㎡と比較すると約1.6倍となっている。これは、平成17年2月に旧下関市と旧豊浦郡4町が合併したことに伴い行政区域が拡大したことも関係しており、単純な評価はできないが、総じて下関市は人口一人当たりの公共施設が多いと判断される。

また、平成25年9月19日付の下関市議会会議録によれば、この公共施設のうち、ここ10年から20年で耐用年数を迎える箱物の施設は、約450棟で、これは全体の約28%に当たる。

なお、今後下関市の公共施設を取り巻く社会経済環境は、次のように変化することが予想される。

ア 人口減少時代の到来

下関市の人口は、平成25年3月に公表された国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2025年には24万人台、2040年には20万人を割り込むと予想されている。加えて、生産年齢人口も大幅に減少することが予想され、これに伴い市税、あるいは地方交付税も大幅に減少することが考えられる。

イ 人口構造の変化に伴う影響

少子高齢化の進行に伴い人口構造が大きく変容することにより、児童福祉施設、幼稚園・学校等の教育施設の余剰が発生する反面、高齢者福祉施設、介護施設の不足をもたらすことになる。

ウ 市町村合併の影響

下関市は、平成17年2月に旧豊浦郡4町と合併をしており、一般的に合併により余剰施設、重複施設、類似施設を抱え施設の再配置や機能の再編等が必要となる。

エ 厳しい市の財政状況

下関市の中期財政見通しによると、平成26年度における財源不足額は48億円と試算されており、その後においても、これが大きく好転することは考えられず、長期的にも市の財政は益々厳しくなっていくものと予想される。

オ 住民意識の変化

住民の行政に関する意識の変化により、今後の持続的な行財政のあり方に対する関心が高くなるとともに、適正な行財政運営の実現に向けた改革・改善に対する期待・要望が強まるものと思われる。このような中で、特に新規の整備に関しては、住民が多額の負担を長期間にわたって求められることから、真に必要な施設だけを整備することが要請される。

カ 震災被害への対応

下関市においても、耐震化の対策が十分に行われていない施設もあり、今後想定される震災等の発生時において、被災者や帰宅困難者等の避難場所として機能する施設にするための整備及び維持管理が必要となってくる。

以上のような社会経済環境の変化において、次のような課題が考えられる。

ア 公共施設にかかる情報の一元的な管理

現在の各所管課による縦割り型の公共施設の管理・運営は、総合的な観点から公共施設を有効かつ効率的に活用していく上での大きな障害となることから、公共施設にかかる情報の一元的な管理が求められる。

イ 公共施設の老朽化への対応

今後一斉に大規模修繕や建替え等の更新時期を迎えるが、新たな施設を建設しない場合でも既存の施設を維持するためには、多額の更新費用を負担することが求められる。

ウ 住民生活・ニーズに対応した施設の確保

人口構造の変化、住民生活を取り巻く社会経済環境の変化等に対応した施設の整備や、既存の施設の改修や再編を進めることが重要となり、また、住民の利便性やニーズに対応した機能の複合化や柔軟な運営体制の構築なども求められる。

エ 効率的・効果的な公共施設の管理

限られた財源を有効に活用することや総合的な行財政運営を進めていく観点から、緊急性の高い公共施設の整備や更新を優先的に進めたり、大規模修繕や建替えなどの計画的な更新を図るとともに、施設の統廃合や機能の複合化、民間活力等の活用による効率的な管理・運営など、公共施設のランニングコストについても、最小の投資で最大の効果（住民の満足度等）が得られる体制へと移行することが求められる。

(注) ファシリティマネジメントとは、「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」（出典：公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会）である。

(参考)人口 25～30 万人自治体の一人当たり面積ランキング

| 都道府県 | 市町村 | 合併 | 人口(人) | 面積(m ²) | 一人当たり |
|------|------|----|---------|---------------------|-------|
| 山口県 | 下関市 | 有 | 282,091 | 1,552,740 | 5.5 |
| 長崎県 | 佐世保市 | 有 | 264,959 | 1,289,705 | 4.87 |
| 新潟県 | 長岡市 | 有 | 283,631 | 1,216,681 | 4.29 |
| 三重県 | 津市 | 有 | 281,758 | 1,130,121 | 4.01 |
| 北海道 | 函館市 | 有 | 282,459 | 1,104,550 | 3.91 |
| 岩手県 | 盛岡市 | 有 | 291,709 | 1,017,078 | 3.49 |
| 福井県 | 福井市 | 有 | 265,457 | 903,141 | 3.4 |
| 山形県 | 山形市 | — | 250,040 | 832,505 | 3.33 |
| 茨城県 | 水戸市 | 有 | 266,713 | 882,494 | 3.31 |
| 福島県 | 福島市 | 有 | 292,301 | 949,679 | 3.25 |
| 静岡県 | 富士市 | 有 | 256,523 | 829,037 | 3.23 |
| 徳島県 | 徳島市 | — | 259,281 | 809,501 | 3.12 |
| 兵庫県 | 明石市 | — | 293,846 | 830,366 | 2.83 |
| 神奈川県 | 平塚市 | — | 257,387 | 722,284 | 2.81 |
| 大阪府 | 茨木市 | — | 270,965 | 708,778 | 2.62 |
| 千葉県 | 市原市 | — | 279,629 | 731,143 | 2.61 |
| 兵庫県 | 加古川市 | — | 267,711 | 675,052 | 2.52 |
| 大阪府 | 八尾市 | — | 265,220 | 640,333 | 2.41 |

(出典：平成 24 年 1 月公表の、東洋大学 PPP 研究センター「資料 自治体別人口・公共施設延床面積リスト」)

【意見】

少子高齢化の進行や財政難の中で、公共施設の維持・管理における様々な諸課題を少しでも解決するためには、改革の視点に立脚したマネジメントが重要であり、公共ファシリティマネジメントの導入・推進が必要である。

また、将来的な施設の統廃合に備え、個々の施設ごとに、施設の現況、修繕等の必要性に関する情報、施設に対するニーズ、ランニングコスト等、公共施設に関するあらゆる情報を一元的に管理する必要がある。そのためには現在行われている個々の施設ごとの所管課による情報管理に替えて、一元的にそれらの情報を管理する部署の新設、あるいは市役所内の連携を強化するためのプロジェクトチームの設置等が不可欠である。

施設ごとの情報管理に当たっては、公共施設管理台帳等を作成し、その分析結果を公共施設白書等によって市民に公表するとともに、市長及び議会に評価資料として提供し、限られた財源の中における、行政サービス水準の適正化、及び下関市における公共施設の適正規模とは何かを議論し、中・長期の将来を見据えた効率的・効果的な公共施設の整備、管理・運営に関する基本的な対応方針を早急に策定すべきである。

第2. 公の施設の利用者の安全の確保について

公の施設の利用者の安全を確保することは、施設の運営者にとっては重要な責務であり、昨今の他市での公の施設内での事件に関するマスコミ報道を見ると、従来にも増して職員自身はもとより、利用者の安全確保への取り組みが求められるところである。

なお、各公の施設においては、災害対策に関するマニュアルはあり、このマニュアルに基づき避難訓練等も行われているが、防犯に関するマニュアルが整備されていない。

【意見】

入場者数が多い施設や金銭を扱う施設においては、防犯マニュアルを策定するとともに、そのマニュアルに基づいた予防訓練等を行い、普段から有事における心構えを養うとともに、行動規範を確立し、利用者の安全・安心に資することが望ましい。

(注) しものせき水族館の指定管理者である公益財団法人下関海洋科学アカデミーは、独自に対策マニュアルを作成している。

第3. 公の施設の利用者・入館者の拡大について

利用者・入館者が増加傾向にある施設、また、減少傾向にある施設など、施設ごとに様々であるが、利用者等の増加は、あらゆる施設の存続にも関わる根本的な命題である。施設は利用されて初めて存在価値が出るものであり、各施設とも利用者等の拡大に向けて努力する必要がある。

【意見】

公の施設の各管理者は、施設の場所、設置された経緯、設備の内容、歴史的な価値、周辺施設との周遊性等、様々な要素を考慮し、個々の施設の特性を活かした行事・催し物等を組み合わせることにより、市民の利用意欲を刺激するような魅力ある施設づくりを期待したい。

第4. 公の施設における自動販売機設置料収入について

公の施設における飲料自動販売機は、地方自治法に基づく目的外使用許可により設置されている。設置料に関しては、条例により、月額使用料として、固定資産評価額に一定の料率を乗じたものとなっている。

飲料自動販売機の設置料収入は、1台当たり概ね年間数千円から1万数千円程度であるが、民間では売上に応じた設置料(手数料)が一般的であり、現状では、売上金額が一定水準以上の場合、民間と比べ、設置料が低廉となっている。

下関市においては、今後財源不足が拡大していく傾向にあり、厳しい財政状況のなかにおいて、少しでも市の収入を確保するという観点から、自動販売機の設置料について見直す必要があると思われる。

【意見】

市の厳しい財政状況に鑑み、民間に準じた設置料で公募する等、市の歳入の増加を図る施策を早期に導入・実施することが望ましい。

第五章 監査の結果(個別事案の概要)

第1. 財産の管理状況に関して

1. 備品等の管理について

①備品の現物管理について

【下関市勤労福祉会館、下関市ふれあい健康ランド、下関市深坂自然の森・森の家下関、美術館、近代先人顕彰館、下関市民会館、下関市体育館、下関市営下関陸上競技場、下関市弓道場、川中公民館、黒井公民館】

(意見)

施設に存する備品が備品台帳に記帳されておらず、また、現物に備品整理票が貼付されていないものがあった。実際に施設内にある備品については、規定に基づき備品台帳に記帳する等、適正に管理すべきである。

②賃貸借契約上対象となる備品の取り扱いについて

【黒井公民館】

(意見)

黒井公民館が建物の所有者から賃借する備品は、「建物賃貸借契約書」(以下、「契約書」という。)において個別記載されているが、この契約書に記載されていない備品があった。当該備品については、契約書上で個別記載をすべきである。

③公の施設内の私物の取り扱いについて

【下関市勤労婦人センター、川中公民館】

(意見)

施設利用者の所有物品が公の施設内に置かれている事例が見受けられた。利用者の私物の保管等の取り扱いについては、条例等に規定はないが、公の施設として、一般の利用者が施設を適切に利用できるよう何らかのルールを作り、適正に処理することが望ましい。

④切手等の管理について

【下関市勤労福祉会館】

(意見)

切手及びハガキについて、指定管理者によって受払簿等の台帳による管理がされておらず、正確な在庫枚数も把握されていなかった。切手等は換金性が高く、現金と同様に管理すべき資産であることから、切手等の受払及びその在高を帳簿に適時かつ正確に記録するとともに、決算日等の一定の時点毎に点検し、その在庫枚数を管理することが望ましい。

⑤薬品の棚卸状況について

【下関市動物愛護管理センター】

(意見)

野犬等の捕獲に使用する吹矢用の麻酔薬を取り扱っており、取扱者の麻薬(管理者・研究者・施業者)免許証や薬品の受払簿を備え付けているが、当該薬品の利用がないため、平成25年2月の購入時から往査日(平成25年8月)までの間、現物の在庫確認を行っていなかった。麻酔薬という特質上、不正使用の牽制や事故防止のためにも、頻繁に在庫確認を行うよう再検討することが望ましい。

⑥寄託品以外の預り品の取り扱いについて

【東行記念館】

(意見)

近隣の住民から平成24年12月に書跡を一時的に預かって欲しいとの依頼があり、収蔵庫に保管しているが、往査日(平成25年9月11日)現在、所有者から返還の申出がないことから、保管したままとなっている。寄託又は寄贈に該当しない資料等を何らかの理由により預かる場合、預り期間を明記する等一定のルールを設け、これに則り、預り処理を行うべきである。

⑦一時預りの美術品について

【美術館】

(意見)

他の施設廃止に伴い一時的に預かっていた美術品の一部が、その後、相当の期間が経過しているにも関わらず、預かったままの状態となっていた。当初は一時的に保管する予定で預かっていた美術品を、事情が変わったことにより長期間保管する場合には、保管転換等の適切な受入処理を行うことが望ましい。

⑧受入未処理の資料等について

【美術館】

(意見)

彫刻家「植木茂」(故人)の創作の下絵・制作ノート等、数千点の資料が、遺族から寄贈を前提に持ち込まれたが、その内容の調査に時間がかかっていることから、預かったままの状態となっていた。当該資料については、早急に処理を行うとともに、今後、同様のことが発生した場合に備え、大量に物件を預かる場合における具体的な取り扱いを定めることが望ましい。

⑨図録の管理について

【美術館】

(意見)

図録に関しては受払管理台帳が作成されているが、現物をチェックしたところ、台帳と現物が一致しないものがあった。図録は、備品としての扱いは受けないが、市の財産であることから、適切な受払管理を行うべきである。

⑩パソコンの利用状況について

【下関市ふれあい健康ランド】

(指摘事項)

指定管理者の職員が施設内で使用していたパソコンの中には、職員の私物のものや、同職員の互助会が購入したものがあつたが、これらの施設内使用に関しては何らの手続もされていなかった。個人情報漏えい等の問題もあることから、業務への私物等のパソコンの施設内使用に関しては、使用の制限、あるいは市がセキュリティ状況を確認した上で使用を許可する等の対応を行うべきである。

2. 便益施設の管理について

自動販売機の設置料について

【乃木浜総合公園】

(意見)

野外の自動販売機の設置料に関しては、下関市都市公園条例第 14 条に基づき、基準額通りの料金で設定されているが、近隣には商店もなく、公園という性質上、相当程度の利用が思料される。市の厳しい財政状況に鑑み、民間に準じた設置料で公募する等、市の歳入の増加を図る施策を早期に導入・実施することが望ましい。

3. 維持管理について

【しものせき水族館】

(意見)

建物のコンクリート部分の一部にひび割れが生じており、また人通りの多い場所で床が滑りやすい箇所があった。施設の維持保全や利用者の安全確保のため、優先度を考慮して定期的に修繕を行うとともに、足元に気を付ける旨の注意喚起をすることが望ましい。

4. 収蔵品の損害保険の付保について

【長府博物館、近代先人顕彰館】

(意見)

収蔵品のうち保険対象となっていない資料が認められた。市の財産の保全及び寄託品に関する保管責任の観点から、重要な収蔵品については損害保険を付保することが望ましい。

第 2. 使用料に関して

1. 使用許可申請・利用申請に関する手続について

【下関市勤労婦人センター】

(指摘事項)

内規と整合しない使用許可申請に関する予約受付があった。内規に基づく適切な予約受付の体制をとるべきである。なお、必要に応じて内規を見直すべきである。

【下関市深坂自然の森・森の家下関】

(意見)

キャンセル料や使用料の事前徴収に関する取り扱いがないため、これらを含め、予約に関する取り扱いを条例等で規定することが望ましい。

2. 使用料の徴収について

【下関市深坂自然の森・森の家下関】

(指摘事項)

使用料は、使用時までには支払うことになっているが、一部の利用者の使用料を指定管理者が一時的に立替えている状況にある。今後、利用者の利便性の向上に資するため、一定の条件の場合には、利用後に徴収できるよう条例等を見直すべきである。

3. 手数料の料金設定について

【下関市動物愛護管理センター】

(意見)

動物の引取料の設定が無料であるが、引取料を無料にしている地方公共団体は少数である。また、世界初の吸入麻酔剤リサイクルシステムを導入しているが、その導入維持費が高額である。市の厳しい財政状況と受益者負担の観点から、有料化の導入を検討することが望ましい。

4. つり銭準備金について

【川中公民館】

(意見)

つり銭準備金を用意しておらず、利用者は施設の利用にあたり、予めつり銭が発生しないよう金種を用意しなければならない。利用者の利便性を考慮してつり銭準備金を用意するのが望ましい。

5. 減免の在り方について

【下関市勤労福祉会館】

(意見)

会館1階の一部は労働組合団体が、事務所及び労働相談室として使用しているが、昭和56年度以降現在に至るまで、使用料が100%免除されている。市の厳しい財政状況に鑑みれば、使用料の免除の在り方について再検討することが望ましい。

第3. 契約事務の手續に関して

【下関市勤労婦人センター】

(意見)

下関市勤労婦人センター(以下、「センター」という。)は、北部公民館と同一の建物の中にあり、コピー使用料などはセンターと公民館で按分しているが、警備・清掃業務等については建物全体について業務委託されており、これらに関する経費は按分されずセンターが負担している。

センターと北部公民館は行政目的が異なる公の施設であることに鑑みれば、コピー使用料などと同様に、警備・清掃に係る委託業務に関する経費も、センターと北部公民館に按分して両施設の収支を正確に把握することが望ましい。

【美術館】

(意見)

「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進」が実施されているが、所蔵品撤収業務に関する委託業務に関してチェックシートが作成されていなかった。取り組みの推進に則り、チェックシートの作成が望ましい。

第4. 指定管理者の選定に関して

【下関市深坂自然の森・森の家下関】

(意見)

前指定管理者と比較して、自主事業実施数・利用者数も激増している。今後も利用者の増加につなげていくためには、野外活動に関する一定の資格等、知識を持つ従業員を有する団体が指定管理者となることが望ましい。

第5. 指定管理者に対する指導監督に関して

1. 指定管理者の補助金申請について

【下関市民会館】

(指摘事項)

指定管理者である下関市文化振興財団へ交付した平成21年度の下関市文化事業費補助金の金額確定に際して、概算払いで交付を受けていた補助金(11,486千円)の一部の返還の問題が生じたため、指定管理者は入場料収入の内10,817千円を過少に記載した収支決算書を市に提出するという不適切な処理をしていた。また、現状の交付要綱及び運用状況では、補助対象となる経費の範囲が明確ではなく、平成20年度から平成24年度の5年間において、補助金の趣旨から外れると思料される経費が収支決算書に補助対象経費として計上されていた。

市は、平成20年度から平成24年度の補助対象事業に係る収支について再審査を行い、補助金の返還を含め、適正な処置を行うべきである。また、現状の交付要綱を見直し、補助対象となる経費の範囲等の具体的な指針を策定するとともに、審査体制を含め、内部統制の検証を行うべきである。

(参考)

市は、平成26年1月30日に記者会見を行い、平成20年度から平成24年度の補助金にかかる処理について、行政監察を実施した。その後、詳細な調査を行い、財団に対して過払金5,695,350円(平成21年度分:3,986,660円、平成24年度分:1,708,690円)の返還を求めることを公表している。

2. 指定管理者の会計処理について

【下関市民会館】

(意見)

指定管理者の自主事業に係る入場料収入の前受に関する処理において、指定管理者の決算書において計上漏れとなっているものがあった。市は、指定管理者に対して、決算日において既に収受している現金及び普通預金を決算書に計上するよう指導すべきである。

第6．経済性・効率性に関して

1．利用状況について

【下関市民会館】

(意見)

市民会館という特性から、市民に良質な芸術性の高い催し物の提供が求められるが、このような催し物は必ずしも入場者数が期待できるものとは言い難く、また、高い料金を設定しづらいという事情があり、入場料収入が伸び悩むことについては止むを得ない面もあるが、今後とも入場券販売に努力するとともに、魅力ある芸術性の高い催し物を企画し、利用者の拡大及び市民の文化の向上に寄与することを期待したい。

【下関市相撲場】

(意見)

ここ数年、土俵の使用実績が殆どない。維持管理コスト等を考慮すると、今後、廃止の検討をすることが望ましい。

2．手数料の有料化について

【下関市動物愛護管理センター】

(意見)

前述「第2．使用料に関して 3．手数料の料金設定について」参照。

3．組織運営について

【下関市深坂自然の森・森の家下関】

(意見)

両施設の設立の経緯が異なることに起因して、条例が各々に制定されている。指定管理者も同一であり、事務処理の効率化及び利用者の利便性向上の観点から、条例を一体化することが望ましい。

【下関市勤労婦人センター】

(意見)

下関市勤労婦人センターは、北部公民館と同一の建物の中にあり、職員は同一の事務室(1階)で事務を遂行しているにもかかわらず、条例が相違することを起因として、現在の別々の体制になっている。同一の建物内に二つの施設が併存し、これら二つの施設の業務は類似していることから、施設の管理運用の効率化を図るため、中長期的には条例等の改正も含め、二つの施設の業務の運営を一本化することを検討することが望ましい。

【黒井公民館】

(意見)

黒井公民館の道路向かいに豊浦勤労青少年ホームがあるが、両施設の施設内容の一部は類似しており、また、利用率も低調であった。事務管理コスト削減の観点から、今後、建物賃貸借契約の更新時や公の施設の建て替え時に、賃貸借資産の規模縮小といった契約の見直しや両施設の統合化等の検討が望ましい。

第六章 監査の結果(個別事案)

個別事案に関する監査の結果

監査対象とした公の施設 28 施設について、「第一章 外部監査の概要 第3. 監査の概要 3. 監査の方法」に記載の手段を実施した。

その結果、監査を行った範囲において、次に掲げる指摘事項又は意見のほかは概ね良好であった。

なお、指摘事項又は意見のあったものは下表のとおり 20 施設あった。

| 番号 | 施設の名称 | 担当部局課 | 指摘事項 (件) | 意見 (件) |
|----|---------------|---------------------|-------------|-----------|
| 1 | 下関市勤労福祉会館 | 産業振興部 産業立地・就業支援課 | — | 3 |
| 2 | 下関市勤労婦人センター | 産業振興部 産業立地・就業支援課 | 1 | 5 |
| 3 | 下関市ふれあい健康ランド | 観光交流部 観光施設課 | 1 | 1 |
| 4 | しものせき水族館 | 観光交流部 観光施設課 | — | 1 |
| 5 | 下関市深坂自然の森 | 農林水産振興部 農林整備課 | 1 | 5 |
| 6 | 森の家下関 | 農林水産振興部 農林整備課 | | |
| 7 | 長府博物館 | 教育委員会教育部 文化財保護課 | — | 1 |
| 8 | 東行記念館 | 教育委員会教育部 文化財保護課 | — | 1 |
| 9 | 美術館 | 教育委員会教育部 美術館 | — | 5 |
| 10 | 近代先人顕彰館 | 市民部 市民文化課 | — | 4 |
| 11 | 下関市民会館 | 市民部 市民文化課 | 1 | 3 |
| 12 | 下関市体育館 | 観光交流部 スポーツ振興課 | — | 1 |
| 13 | 下関市宮下関陸上競技場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | — | 1 |
| 15 | 下関市弓道場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | — | 1 |
| 17 | 下関市相撲場 | 観光交流部 スポーツ振興課 | — | 1 |
| 23 | 下関市動物愛護管理センター | 保健部 動物愛護管理センター | — | 2 |
| 25 | 川中公民館 | 教育部 生涯学習課 | — | 3 |
| 26 | 黒井公民館 | 教育部 豊浦教育支所 | — | 3 |
| 27 | 乃木浜総合公園 | 都市整備部 公園緑地課 | — | 1 |
| 28 | 下関市リサイクルプラザ | 環境部 環境施設課 | — | 1 |
| | 20施設 合計 | | 4 | 43 |

個別事案 1. 下関市勤労福祉会館



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市勤労福祉会館 |
| 所在地 | 下関市幸町 8 番 16 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例 下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者（公募） |
| 指定管理者名 | 財団法人下関市勤労福祉会館管理公社 |
| 所管部課 | 産業振興部産業立地・就業支援課 |
| 設置目的 | 勤労者の教養、文化の向上と余暇活動の充実を図るため、会館の円滑な運営を行うとともに、勤労者福祉増進対策事業を行うなど、勤労者の福祉の増進を図る。 |
| 敷地面積(駐車場含む) | 本館：1,746.19 m ² 体育館：1,620.38 m ² 駐車可能台数 59 台 |
| 建物構造 建物面積 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 本館：2,923.12 m ² 体育館：1,887.29 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |

| | | | | | |
|----------|-------------------------|---------|----------------|------|------------|
| 施設の内容 | 階 | 室名 | m ² | 収容人数 | 体育館 |
| | 4階 | ホール | 323.2 | 150 | トレーニングルーム |
| | | 第6会議室 | 39.0 | 21 | アリーナ |
| | 3階 | 娯楽室 | 58.5 | 42 | バスケットボール1面 |
| | | 和室(松) | 39.0 | 18 | バレーボール2面 |
| | | 和室(竹) | 39.0 | 21 | バドミントン3面 |
| | | 和室(梅) | 20.0 | 9 | 卓球台6台 |
| | | 研修室 | 78.0 | 60 | |
| | | クラブ室(A) | 39.0 | 21 | |
| | | クラブ室(B) | 39.0 | 21 | |
| | | | | | |
| | 2階 | 第1会議室 | 97.5 | 60 | |
| | | 第2会議室 | 39.0 | 12 | |
| | | 第3会議室 | 39.0 | 24 | |
| | | 第4会議室 | 78.0 | 36 | |
| | | 第5会議室 | 39.0 | 24 | |
| | | 図書室 | 39.0 | 16 | |
| 開館（竣工）年月 | 昭和 56 年 9 月 | | | | |
| 建物価額 | 568,300 千円 | | | | |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.15 名 指定管理者職員 11 名 | | | | |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 13,433 | 13,075 | 12,793 |
| 行政財産目的外使用料 | 1,109 | 1,146 | 1,195 |
| 雑入（実費弁償等） | 14,186 | 758 | 669 |
| 計 | 28,728 | 14,979 | 14,657 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | 74,293 | 73,205 | 73,786 |
| 委託料（その他） | 777 | 210 | 203 |
| 需用費中の修繕料 | — | 638 | 499 |
| 工事請負費 | 14,425 | 1,048 | 919 |
| その他の事業費 | 121 | 451 | 342 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 728 | 804 | 1,088 |
| 計 | 90,344 | 76,356 | 76,837 |
| 歳入歳出差引 | ▲61,616 | ▲61,377 | ▲62,180 |

②指定管理者の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 収入 | | | |
| 市からの委託金 | 74,293 | 73,205 | 73,786 |
| 利用料金 | — | — | — |
| その他 | 70 | 12 | 7 |
| 計 | 74,363 | 73,217 | 73,793 |
| 支出 | | | |
| 人件費 | 50,863 | 50,960 | 49,311 |
| 管理費 | 23,500 | 22,257 | 24,482 |
| 事業費（ソフト事業等） | — | — | — |
| 一般管理費 | — | — | — |
| 計 | 74,363 | 73,217 | 73,793 |
| 収支 | — | — | — |

③施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 8,821 | 8,889 | 8,932 |
| 利用人数 (人) | 142,210 | 140,874 | 140,772 |

(3) 監査の結果

①備品等の管理について

折りたたみ机 5 脚(本館 4 階)及び複数の絵画が備品台帳に記帳漏れとなっていた。折りたたみ机は市民からの寄付によるものであり、寄付受け入れの事務処理はされていたが、備品台帳への記帳及び現物に備品整理票が貼付されていなかった。

他方、絵画については取得及び受入の経緯が不明であった。

【意見】

指定管理者は、市民から寄付され、正式に受け入れられた備品及び実際に施設内にある備品については、規定に基づき備品台帳に記帳する等、適正に管理することが望ましい。

②労働組合団体事務局使用料の減免について

会館 1 階の一部は労働組合団体(以下「労組団体」)が、事務所及び労働相談室として使用しているが、30 年以上にわたって使用料が全額減免されている。

これは、下関市行政財産使用料条例第 4 条第 5 号の「その他市長が特に必要があると認めるとき」という規定により、本来の使用料が免除されているものである。直近(平成 25 年 3 月)の使用料減免の決裁文書によると、減免の理由として「当該団体は勤労者の福利厚生、福祉の増進を目的に活動しており、本市の勤労者の福祉の増進に寄与する実績が顕著である。本施設を拠点に勤労福祉の増進に努める活動は、減免する理由として認められる」と記載されている。

【意見】

使用料の減免の手続きは、下関市行政財産使用料条例に基づいて行われており、合規性の観点からは問題ないと考えられる。

しかし、市の厳しい財政状況に鑑みれば、使用料の全額減免の在り方について再検討することが望ましい。

③切手等の管理について

往査時に、80円切手86枚、120円切手95枚、140円切手62枚、50円ハガキ113枚が事務室の鍵のないキャビネットに保管されていたが、受払簿等の台帳による管理がされておらず、正確な在庫枚数も把握されていなかった。

【意見】

切手等は換金性が高く、現金と同様に管理すべき資産である。指定管理者は、切手等の受払及び在高を帳簿に適時かつ正確に記録するとともに、決算日等の一定の時点毎に点検し、その在高を管理することが望ましい。

個別事案 2. 下関市勤労婦人センター



(1) 施設の概要

| 公の施設の名称 | 下関市勤労婦人センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|----------------|------|-----------------------|--|---|----|----------------|------|-----|----|--------|----|--|-----------------------|-------|----|----|-----------------------|-------|----|----|----------|---------|----|----|----------|----|----|----|----|-------|-------|----|----|--|-------|----|----|--|-------|----|----|--|
| 所在地 | 下関市山の田東町 4 番 13 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置条例・規則等 | 下関市勤労婦人センターの設置等に関する条例 下関市勤労婦人センターの設置等に関する条例施行規則 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理の方法 | 直営 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管部課 | 産業振興部産業立地・就業支援課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置目的 | 勤労婦人及び勤労者家庭の主婦等の福祉の増進を図る | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 敷地面積(駐車場含む) | 2,721 m ² 駐車可能台数 20 台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物構造 建物面積 | 婦人センター：鉄筋コンクリート造 体育館：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 1,357.08 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耐震基準 | 未対応 (対応予定あり) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の内容 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>室名</th> <th>m²</th> <th>収容人数</th> <th>体育館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td>談話・展示室</td> <td>38</td> <td></td> <td>ホール432 m²</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>80</td> <td>30</td> <td>ステージ40 m²</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>バレーボール1面</td> </tr> <tr> <td>学童(研修)室</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>バドミントン3面</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3階</td> <td>和室</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>卓球台5台</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>80</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>80</td> <td>36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>38</td> <td>25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 北部公民館併設(1階・4階及び2・3階の一部)。 1階一部にサテライトオフィス入居。</p> | | | | | 階 | 室名 | m ² | 収容人数 | 体育館 | 2階 | 談話・展示室 | 38 | | ホール432 m ² | 第4会議室 | 80 | 30 | ステージ40 m ² | 第3会議室 | 40 | 30 | バレーボール1面 | 学童(研修)室 | 80 | 50 | バドミントン3面 | 3階 | 和室 | 40 | 20 | 卓球台5台 | 第1会議室 | 80 | 60 | | 料理講習室 | 80 | 36 | | 第2会議室 | 38 | 25 | |
| 階 | 室名 | m ² | 収容人数 | 体育館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2階 | 談話・展示室 | 38 | | ホール432 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第4会議室 | 80 | 30 | ステージ40 m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第3会議室 | 40 | 30 | バレーボール1面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 学童(研修)室 | 80 | 50 | バドミントン3面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3階 | 和室 | 40 | 20 | 卓球台5台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第1会議室 | 80 | 60 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 料理講習室 | 80 | 36 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第2会議室 | 38 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開館(竣工)年月 | 昭和 49 年 7 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物価額 | 255,518 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.2 名 嘱託職員 3 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 1,138 | 1,230 | 1,210 |
| 行政財産目的外使用料 | 4 | 4 | 4 |
| 雑入（実費弁償等） | 37,335 | 5,564 | 5,148 |
| 歳入計 | 38,477 | 6,798 | 6,362 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | — | — | — |
| 委託料（その他） | 4,861 | 4,688 | 4,675 |
| 需用費中の修繕料 | 541 | 854 | 344 |
| 工事請負費 | 32,127 | — | 672 |
| その他の事業費 | 4,611 | 4,681 | 4,577 |
| 報償費 | 4,602 | 4,524 | 4,375 |
| 人件費 | 7,098 | 7,282 | 7,216 |
| 歳出計 | 53,840 | 22,029 | 21,859 |
| 歳入歳出差引 | ▲15,363 | ▲15,231 | ▲15,497 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用件数（件） | 3,571 | 3,444 | 3,571 |
| 利用人数（人） | 49,590 | 34,651 | 33,748 |

(3) 監査の結果

①備品等の管理について

備品台帳と現物との照合の結果、現物所在不明のもの 68 点、備品整理票のはがれ・汚れ等 187 点、廃棄処理の不備等 26 点が認められた。なお、現物所在不明なものは主として、会議用テーブル、パイプいす等であり、取得年次が 70 年代・80 年代のものも多数あった。

【意見】

上記の不備については、適正な処理手続を実施すべきである。

また、備品は市税等を原資に購入された市の資産であることから、現物の実地棚卸を定期的実施するよう指導し、その管理を徹底させることが望ましい。

②施設利用者の私物の取り扱いについて

絵画教室のキャンバス、バレーボール等、施設の利用者の私物等が、利用後、各研修室や体育館2階の倉庫等に置かれている。

利用者の次回利用時の利便性を考え、そのまま置かれているものと思料されるも、そのような物品の保管については、条例等に規定はなく、会館としては利用後持ち帰るよう指導しているとのことであるが、その指導が徹底されていない状況にある。

【意見】

公の施設として、一般の利用者が施設を適切に利用できるよう何らかのルールを作り、適正に処理することが望ましい。

③契約事務の手続について

センターは北部公民館と同一の建物(管理する部分は、2階・3階はセンター、1階・4階は公民館、別館である体育館はセンター)の中にあるが、条例が相違することを起因として、二つの施設は別々の体制になっている。

また、コピー使用料などはセンターと公民館で按分しているが、警備・清掃業務等については建物全体について業務委託されており、これらに関する経費は按分されずセンターが負担している。

【意見】

センターと北部公民館は行政目的が異なる公の施設であることに鑑みれば、コピー機の使用料などと同様に、警備・清掃に関する委託業務に関する経費もセンターと北部公民館に按分して両施設の収支を正確に把握すべきである。

④組織体制について（北部公民館との一部機能の重複について）

センターは北部公民館と同一の建物の中にあり、職員は同一の事務室で事務を遂行しているにもかかわらず、条例が相違することを起因として、現在の別々の体制になっている。

なお、両者の職員はすべて嘱託で事務内容もほぼ同じであり、センター長は公民館の館長も兼ねている。

【意見】

同一の建物内に二つの施設が併存し、これら二つの施設の業務は類似していることから、施設の管理・運営の効率化を図るため、中長期的には条例等の改正も含め、二つの施設の業務の運営を一本化することを検討することが望ましい。

⑤使用許可申請について

「勤労婦人センターの使用及び予約受付業務に係る内規」によれば、予約は使用する月の前月の第2日曜日又は第1日曜日(センター登録の自主グループ)から受け付けることになっているが、下関市保健部健康づくり課の使用許可申請には当該内規と不整合となっている申請があった。

(例)

申請日：平成24年3月30日

使用日：平成25年2月6日（使用する月の11ヶ月前からの申請）

【指摘事項】

「勤労婦人センターの使用及び予約受付業務に係る内規」に基づき施設の使用許可申請の受理及び使用許可の手続が行われるよう、適正な予約受付の体制をとるべきである。

なお、下関市が市の業務として使用する場合には、内規を見直して運用する等の対応が必要と考えられる。

個別事案 3. 下関市ふれあい健康ランド



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市ふれあい健康ランド |
| 所在地 | 下関市大字井田・大字小野 |
| 設置条例・規則等 | 下関市余熱利用施設の設置等に関する条例 下関市余熱利用施設の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者（公募） |
| 指定管理者名 | 一般財団法人下関市公営施設管理公社 |
| 所管部課 | 観光交流部観光施設課 |
| 設置目的 | 市民の健康の維持及び増進に寄与するとともに、福祉の向上を図る |
| 敷地面積（駐車場含む） | 46,674 m ² 駐車可能台数 100 台 |
| 建物構造 建物面積 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階 4,527.04 m ² |
| 耐震基準 | 未対応（対応予定 なし） |
| 施設の内容 | ○温水プール 50m×4コース（深さ 1.2m～1.4m） 25m×3コース（深さ 1.0m～1.2m） 幼児用プール 33 m ² （深さ 0.5m） ○浴場（普通湯、薬湯、露天風呂、サウナ） ○ふれあいホール（和室 167 m ² ）…多目的ホール ○健康増進室（170 m ² ）…健康増進器具の設置 ○研修室（133 m ² ）…各種会議、教室など ○ゲートボール場…1面 ○テニスコート…1面 |
| 開館（竣工）年月 | 平成6年4月 |
| 建物価額 | 1,139,508 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.79名 指定管理者職員 12名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 13,507 | 21,391 | 25,884 |
| 行政財産目的外使用料 | 593 | 466 | 325 |
| 雑入（実費弁償等） | 369 | 429 | 206 |
| 計 | 14,469 | 22,286 | 26,415 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | 100,381 | 118,439 | 121,000 |
| 委託料（その他） | 7,851 | 5,030 | 4,704 |
| 需用費中の修繕料 | 1,029 | 281 | 1,575 |
| 工事請負費 | 23,221 | 68,900 | 4,786 |
| その他の事業費 | 2,413 | 783 | 525 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 5,476 | 8,031 | 5,768 |
| 計 | 140,371 | 201,464 | 138,358 |
| 歳入歳出差引 | ▲125,902 | ▲179,178 | ▲111,943 |

②指定管理者の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 収入 | | | |
| 市からの委託金 | 100,381 | 118,439 | 121,000 |
| 利用料金 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 計 | 100,381 | 118,439 | 121,000 |
| 支出 | | | |
| 人件費 | 47,432 | 61,145 | 54,458 |
| 事業費（ソフト事業等） | 45,578 | 48,810 | 55,280 |
| 本社費 | 7,371 | 8,484 | 11,262 |
| 計 | 100,381 | 118,439 | 121,000 |
| 収支 | — | — | — |

③施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 58,061 | 100,086 | 119,509 |

（3）監査の結果

①備品等の管理について

2階ホールに展示している絵画のうち、1点が作者から寄贈を受けているが、寄贈時に受け入れの手続きがとられておらず、備品台帳に記帳がなかった。

【意見】

適正に受け入れの手続きを行い、備品台帳に記帳すべきである。

②パソコンの利用状況について

指定管理者の職員が利用しているパソコンのうち、同職員の職員互助会である「公友会」が購入したものや私物のものがあった。

下関市個人情報保護条例第10条(業務の委託等に伴う措置)第4項によると、指定管理者においても、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとされている。

【指摘事項】

私物のパソコンを公用で利用することは、情報管理の上で問題である。したがって、今後、私物のパソコンの施設内利用に制限を設けるよう指定管理者に指導監督すべきである。

また、公友会が購入したパソコンを利用することは、責任の帰属関係が不明確になる危険性があり、私物のパソコンを利用することと同様な危険性が考えられる。したがって、施設内で業務を行う上で公友会所有のパソコンが必要不可欠であるならば、指定管理者が市に対して、利用にあたっての責任は全て指定管理者が負うことを明確に示した利用申請を提出し、市がパソコンのセキュリティ状況を確認の上、承認するという手続を取った後に利用すべきである。

個別事案 4. しものせき水族館



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市立しものせき水族館 |
| 所在地 | 下関市あるかぼーと 6 番 1 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例 下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者（非公募） |
| 指定管理者名 | 公益財団法人下関海洋科学アカデミー |
| 所管部課 | 観光交流部観光施設課 |
| 設置目的 | 水生生物の保護及び海洋資源の保全並びに海洋環境への意識の啓発を図り、市民が海洋環境を体験・学習できる場を提供することにより市民の余暇の活用に寄与するとともに、本市の観光の振興に資するため設置したもの。 |
| 敷地面積(駐車場含む) | 19,035.53 m ² 駐車可能台数 891 台 |
| 建物構造 建物面積 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建 地下 1 階 14,390.10 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 展示水族 約 550 種 約 25,000 点 主な展示 4F 関門海峡潮流水槽 3F フグの仲間たち・マンボウ水槽 森と川と海と・タッチングプール 等 2F 暖かい海の生き物・生きている化石 ゴマフアザラシ・スナメリ 等 ○温帯ゾーン（屋外） フンボルトペンギン |

| | |
|----------|---|
| | 1F シロナガスクジラ全身骨格標本 キッズコーナー・イベントホール 等 バンドウイルカ 地下1階 ○亜南極ゾーン キングペンギン・イワトビペンギン・ジェンツーペンギン ・マカロニペンギン・インカアジサシ |
| 開館（竣工）年月 | 平成13年4月 |
| 建物価額 | 11,086,507千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員1.35名、指定管理者職員63名 理事2名、職員21名、契約職員16名、臨時職員24名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|-----------|---------|---------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 1,147,287 | 916,628 | 861,358 |
| 行政財産目的外使用料 | 30,576 | 28,299 | 27,081 |
| 雑入（実費弁償等） | 229 | 17,703 | 35 |
| 計 | 1,178,092 | 962,630 | 888,474 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | 778,129 | 825,362 | 777,909 |
| 委託料（その他） | 1,548 | 1,548 | 9,326 |
| 需用費中の修繕料 | — | — | — |
| 工事請負費 | 4,830 | 22,607 | — |
| その他の事業費 | 12,189 | 8,989 | 382 |
| 報償費 | 20 | — | — |
| 人件費 | 8,761 | 11,317 | 9,856 |
| 計 | 805,477 | 869,823 | 797,473 |
| 歳入歳出差引 | 372,615 | 92,807 | 91,001 |

②指定管理者の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 収入 | | | |
| 市からの委託金 | 778,129 | 825,362 | 785,687 |
| 利用料金 | — | — | — |
| その他 | 505,782 | 304,934 | 286,389 |
| 計 | 1,283,911 | 1,130,296 | 1,072,076 |
| 支出 | | | |
| 人件費 | 283,248 | 283,159 | 271,482 |
| 管理費 | 25,273 | 26,875 | 44,641 |
| 事業費（ソフト事業等） | 957,322 | 818,557 | 748,799 |
| 一般管理費 | — | — | — |
| 計 | 1,265,843 | 1,128,591 | 1,064,922 |
| 収支 | 18,068 | 1,705 | 7,154 |

③施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 842,796 | 708,148 | 700,657 |

(3) 監査の結果

施設の修繕について

現場視察の結果、コンクリートのクラック（ひび割れ）の発生やタイル等に修繕を要する箇所があった。また、人通りの多い滑りやすい箇所に関して、注意喚起が望ましい場所もあった。

【意見】

施設の維持保全や利用者の安全確保のため、優先度を考慮して定期的に修繕を行うことが望ましい。

個別事案 5. 下関市深坂自然の森

個別事案 6. 森の家下関



(1) 施設の概要

① 下関市深坂自然の森

| | |
|--------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市深坂自然の森 |
| 所在地 | 下関市大字蒲生野字深坂 |
| 設置条例・規則等 | 下関市深坂自然の森の設置等に関する条例 下関市深坂自然の森の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者（公募） |
| 指定管理者名 | みさかの森自然学校共同事業体 |
| 所管部課 | 農林水産振興部農林整備課 |
| 設置目的 | 森林のもつ自然環境に親しみ、市民の情操と健康の増進に資する。 |
| 敷地面積（駐車場含む） | 250ha 駐車可能台数 128 台 |
| 建物構造 建物面積 | 下記（「下関市深坂自然の森 建物構造、延床面積について」）参照 |
| 耐震基準 | 未対応 |
| 施設の内容 | キャンプ場 1 箇所、林間広場 5 箇所、芝生広場 1 箇所、親水広場 1 箇所、木とのふれあい広場 1 箇所、展望台 1 箇所、休憩施設 5 箇所、駐車場 5 箇所、便所 8 箇所、林道、林間歩道、自然探索路、旧管理棟 |
| 開館（竣工）年月 | 昭和 55 年 4 月 |
| 建物価額 | 下記参照 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.61 名 指定管理者職員 5 名(森の家下関と兼務) |
| 参考事項 | 「下関市深坂自然の森」と「森の家下関」は、同一の指定管理者によって管理運営されている。 |

下関市深坂自然の森 建物構造、延床面積について

| 名称 | 建物構造(主体) | 延面積(m ²) | 建物価額 (千円) |
|---------------|------------|----------------------|--------------|
| 公衆便所 | 鉄筋コンクリート | 13.20 | 4,287 |
| 公衆便所(身障者用便所等) | 鉄筋コンクリート | 15.75 | 12,736 |
| 公衆便所 | コンクリートブロック | 23.79 | 3,887 |
| 公衆便所 | コンクリートブロック | 23.79 | 3,887 |
| 炊事施設 | 普通鉄骨 | 35.57 | 3,124 |
| 炊事施設 | 普通鉄骨 | 35.57 | 3,124 |
| ポンプ室 | コンクリートブロック | 2.96 | 320 |
| 炊事棟 | 普通鉄骨 | 46.46 | 4,020 |
| 倉庫 | 木造 | 24.30 | 3,653 |
| 管理室 | 軽量鉄骨 | 95.25 | 13,180 |
| 便所 | 鉄筋コンクリート | 19.00 | 2,367 |
| 便所 | 鉄筋コンクリート | 8.70 | 1,578 |
| 炊事施設 | 軽量鉄骨 | 27.56 | 2,050 |
| 休憩施設 | 軽量鉄骨 | 18.00 | 1,210 |
| 展望台 | 軽量鉄骨 | 17.64 | 920 |
| 便所 | 鉄筋コンクリート | 4.35 | 1,210 |
| 倉庫 | 木造 | 20.25 | 2,970 |
| 公衆便所 | 鉄筋コンクリート | 19.60 | 8,630 |
| 管理室玄関 | 木造 | 2.41 | 267 |
| キャンプ場倉庫 | 木造 | 32.40 | 2,806 |
| 合計 | | 486.55 | 76,226 |

②森の家下関

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 森の家下関 |
| 所在地 | 下関市大字蒲生野字深坂 |
| 設置条例・規則等 | 森の家下関の設置等に関する条例 森の家下関の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者（公募） |
| 指定管理者名 | みさかの森自然学校共同事業体 |
| 所管部課 | 農林水産振興部農林整備課 |
| 設置目的 | 木材の良さの普及啓発及び木造建築物の普及促進に資するとともに、自然環境に親しみ、市民の情操と文化の向上に寄与する |
| 敷地面積（駐車場含む） | 1,115.56 m ² 駐車可能台数 下関市深坂自然の森の駐車場を利用 |
| 建物構造 | 木造 2 階建て |
| 建物面積 | 994.97 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 研修室 2 室、指導員室 2 室、会議室 1 室、和室 1 室、木工室 1 室、調理実習室 1 室、多目的ホール、事務室 1 室、医務室 1 室、便所、浴室、屋外テラス |
| 開館（竣工）年月 | 平成元年 4 月 |
| 建物価額 | 155,180 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.17 名 指定管理者職員 5 名(下関市深坂自然の森と兼務) |
| 参考事項 | 「下関市深坂自然の森」と「森の家下関」は、は同一の指定管理者によって管理運営されている。 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

ア 下関市深坂自然の森

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 366 | 440 | 590 |
| 行政財産目的外使用料 | — | — | — |
| 雑入（実費弁償等） | — | — | — |
| 計 | 366 | 440 | 590 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | — | — | — |
| 委託料（その他） | 4,486 | 4,714 | 2,121 |
| 需用費中の修繕料 | — | — | — |
| 工事請負費 | — | 356 | 1,050 |
| その他の事業費 | 489 | 14 | 13 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 3,577 | 2,774 | 4,453 |
| 計 | 8,552 | 7,858 | 7,637 |
| 歳入歳出差引 | ▲8,186 | ▲7,418 | ▲7,047 |

※ 委託料（指定管理料）は、「イ 森の家下関」に計上している。

イ 森の家下関

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 881 | 1,242 | 1,244 |
| 行政財産目的外使用料 | 54 | 57 | 45 |
| 雑入（実費弁償等） | 140 | 0 | — |
| 計 | 1,075 | 1,299 | 1,289 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | 38,141 | 37,694 | 37,863 |
| 委託料（その他） | — | — | — |
| 需用費中の修繕料 | 493 | 158 | — |
| 工事請負費 | 3,759 | 537 | 1,281 |
| その他の事業費 | 575 | 62 | 102 |
| 報償費 | 33 | — | — |
| 人件費 | 6,133 | 2,774 | 1,241 |
| 計 | 49,134 | 41,225 | 40,487 |
| 歳入歳出差引 | ▲48,059 | ▲39,926 | ▲39,198 |

※ 委託料（指定管理料）は、「ア 下関市深坂自然の森」に関するものも含めて計上している。

②指定管理者の収支状況

(単位:円)

| | 年度 費目 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------|----------|------------|------------|------------|
| | 収入 | 指定管理料 | 38,141,515 | 37,694,480 |
| その他 | | — | 110,826 | 92,349 |
| 収入計(A) | | 38,141,515 | 37,805,306 | 37,955,541 |
| 支出 | 人件費 | 22,166,376 | 17,220,000 | 17,581,157 |
| | 職員研修費 | — | — | 113,380 |
| | 旅費 | 11,396 | 29,300 | 51,670 |
| | 消耗品費 | 205,312 | 920,303 | 576,429 |
| | 燃料費 | 208,658 | — | — |
| | 水道光熱費 | 1,677,380 | 1,914,963 | 2,145,726 |
| | 印刷製本費 | 3,024 | 39,155 | 66,150 |
| | 修繕料 | 941,010 | 924,480 | 993,192 |
| | 通信運搬費 | 98,691 | 148,821 | 162,307 |
| | 手数料 | 2,470,275 | 2,767,800 | 3,437,400 |
| | 委託料 | 6,266,314 | 11,530,903 | 11,400,504 |
| | 寝具類 | — | 723,528 | 205,800 |
| | 使用料 | 541,940 | 115,807 | 89,070 |
| | 備品類 | — | 581,280 | 598,500 |
| | 保険関係 | — | 544,730 | 526,840 |
| | 公課費 | 1,108,319 | — | — |
| | 本社 | 2,442,820 | — | — |
| | 一般管理費 | — | 180,000 | — |
| | 支出計(B) | 38,141,515 | 37,641,070 | 37,948,125 |
| | 収支 | (A) - (B) | — | 164,236 |

※ 収支は、森の家下関と下関市深坂自然の森を一体化したものである。

③施設の利用状況

ア 下関市深坂自然の森

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 326 | 382 | 459 |
| 利用人数 (人) | 5,413 | 8,941 | 18,108 |

イ 森の家下関

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 133 | 176 | 174 |
| 利用人数 (人) | 7,807 | 14,580 | 24,560 |

(3) 監査の結果

①施設の効率的な運営について

「下関市深坂自然の森」(以下「自然の森」という。)は、「森の家下関」(以下「森の家」という。)と同一地域にあり、両施設が相まって利用者の利便性にも適う施設となっている。

また、現在の指定管理者は、「みさかの森自然学校共同事業体」で、両施設の運営に当たっている。

しかしながら、設置の経緯が異なることに起因して、両施設に対してそれぞれ公の施設の設置条例が制定されていることから、例えば、自然の森キャンプ場で宿泊した利用者は、森の家に設置してある風呂場は利用できないなど、利用者に不便を強いる場合がある。

【意見】

森の家は、自然の森の一角にその建物があることから、この両施設における指定管理者は同一の団体であることが望まれるのは当然のことである。

更なる利用者の利便性の向上のため、この両施設の設置等を規定している条例を一本化し、両施設の一体運営をより強固にすることにより、効率的な運営を図るとともに、料金体系の一本化及び利用申請手続の簡素化を図ることが望ましい。

②利用時間の設定について

現在、施設の利用時間帯の区分が、午前・午後・夜間の3区分となっている。そのため、例えば、利用時間が午後の1時から2時までの1時間で終了する場合においても、午後の時間枠の全てを予約することになるため、午後の時間枠の内、残りの時間を他の者が利用できない状況にある。

【意見】

利用者の利便性が向上し、また、指定管理者は施設の運用をより柔軟に行えることから、現状の3区分を時間単位に細分化した料金設定を検討することが望ましい。

③利用申請に関する手続について

利用申請に関して、以下のような事例が見受けられた。

ア 森の家の施設の予約に際して、「晴天の場合は屋外で活動を行い、雨天時のみ森の家を利用」という条件で予約を受ける場合が多い。そのため、実際の利用時の天候にかかわらず、後からの利用希望者の申請を断ることになり、結果的に晴天時には森の家を誰も利用しない状況が生じ、施設が十分に利用されないこととなる。

イ 予約は先着順となっており、利用予定日の1年前から予約ができるが、予約が可能となる日の何時から受付開始かが明確でない。加えて、予約方法として、電話・FAX・e-mailがあるが、これらの優先順を取り決めるルールが明確でないことから混乱が生じる可能性がある。

ウ 仮予約をする場合、「仮予約が何日間有効」といった取り決めがない。このため、現状では、職員が、仮予約時にいつまでに本予約の返事をもたらえるかを確認し、その期限までに予約確定の返事もらえない場合には、仮予約した利用希望者に連絡し、予約を確定させている。

エ 現在、利用申請やその予約に関するキャンセル料の取り決めがなく、利用申請者の都合による「当日キャンセル」が発生しても、キャンセル料を徴収できない。

【意見】

雨天に備えての予備日や、荒天等による急な対応を考慮し、キャンセル料又は使用料の事前徴収等、予約に関する取り扱いを条例等で規定することが望ましい。

④使用料の徴収時期について

現行の条例、同施行規則では、使用料は使用時までには支払うこととなっているが、一部の利用者においては、利用日後に振込を行っている事例もある。

現状では、利用日後の振込を希望する一部の利用者については、利用料を指定管理者が一時的に立て替え、後日、利用した団体から立て替えた使用料を徴収するという方法で対応している。

【指摘事項】

指定管理者が、使用料を一時的に立て替えている状況は、使用料の徴収という本来の趣旨からすると望ましくないと考えられる。

今後、利用者の利便性に資するために、一定の条件の場合には利用後に使用料徴収ができるよう条例等を見直すべきである。

⑤備品等の管理について

備品について、次の事項が認められた。

ア 移動式木製ステージ1点について、備品台帳に記帳されていなかった。

イ 絵画3点について、いずれも寄贈と思われるが、備品台帳に記帳されていなかった。

ウ 蝶の標本箱8箱、カブトムシ・クワガタの標本箱1箱、トンボ・セミの標本箱1箱について、いずれも寄贈と思われるが、備品台帳に記帳されていなかった。

エ 平成23年度より、指定管理者が従来の下関市公営施設管理公社からみさかの森自然学校共同事業体に交代しているが、交代時において折りたたみ椅子7脚の不足が判明した。

オ 「下関市深坂自然の森の管理運営に関する基本協定書」第25条及び「森の家下関の管理運営に関する基本協定書」第25条において、指定管理者側で調達した備品の内、保管の必要なものについて管理物品台帳を備えるようになっているが、作成されていなかった。

<備品内訳>

空調機2点、寝袋80点、テント(4～8人用)20点、テント(タープ)4点

【意見】

施設に設置されている備品については、備品台帳を適時適切に更新し、また実物の有無を定期的に確認すべきである。

⑥利用者数の増加に向けた施策について

施設の利用者が平成 23 年度、24 年度と増加しており、公の施設の設置目的からも大いに評価できる。

このことは、施設の運営に当たっている指定管理者の従業員の中に、キャンプディレクター、自然観察指導員等の野外活動に関する各種の資格を有している者がおり、それらの者が知恵を絞り、様々な自主事業を企画したことが要因の一つとして挙げられる。

なお、現指定管理者と前指定管理者の自主事業実施数は次のとおりである。

| | 前指定管理者 | | 現指定管理者 | |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
| 自主事業実施数 | 6 事業 | 5 事業 | 28 事業 | 20 事業 |

【意見】

今後とも、参加者の安全性を考慮の上、魅力ある自主事業を企画し、利用者の増加につなげていくためには、野外活動に関して一定の資格等知識を持つ従業員を有する団体が指定管理者となることが望まれる。

個別事案 7. 長府博物館



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市立長府博物館 |
| 所在地 | 下関市長府川端一丁目 2 番 5 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市立博物館の設置等に関する条例 下関市立博物館の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 教育委員会教育部文化財保護課 |
| 設置目的 | 市民の教育と文化の向上に資するため |
| 敷地面積(駐車場含む) | 4,671 m ² 駐車可能台数 6 台 |
| 建物構造 | 本館鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺 |
| 建物面積 | 本館 315 m ² 別館 165 m ² 収蔵庫 70 m ² 勝流文庫 54.6 m ² |
| 耐震基準 | 未対応 (新博物館で対応予定有り) |
| 施設の内容 | 「下関の歴史と文化」をテーマとした下関と周辺地域の歴史・民俗に関する資料の調査・研究及び展示活動 |
| 開館(竣工)年月 | 昭和 55 年 4 月(昭和 8 年 10 月) |
| 建物価額 | 96,710 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 2.45 名 嘱託職員 3.2 名 |
| 参考事項 | 新博物館建設予定あり (着工時期 26 年 7 月予定) |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 長府博物館使用料 | 5,401 | 2,082 | 2,242 |
| 行政財産目的外使用料 | 10 | 10 | 10 |
| 雑入（実費弁償等） | 578 | 293 | 518 |
| 計 | 5,989 | 2,385 | 2,770 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（その他） | 13,882 | 5,318 | 11,621 |
| 需用費中の修繕料 | 174 | 145 | 23 |
| 工事請負費 | — | 976 | — |
| その他の事業費 | 4,613 | 3,623 | 4,240 |
| 報償費 | 66 | 66 | 66 |
| 人件費 | 25,287 | 24,748 | 24,018 |
| 計 | 44,022 | 34,876 | 39,968 |
| 歳入歳出差引 | ▲38,033 | ▲32,491 | ▲37,198 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 39,004 | 15,919 | 15,756 |

(3) 監査の結果

寄託品に関する損害保険の付保について

評価額が 100 万円以上の資料には火災保険が掛けられているが、100 万円以上の寄託品のうち保険対象から漏れて無保険の状態となっている資料が認められた。

【意見】

市の財産の保全及び寄託品に関する保管責任の観点から、重要な収蔵品等については適時に損害保険を付保することが望ましい。

個別事案 8. 東行記念館



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市立東行記念館 |
| 所在地 | 下関市大字吉田 1184 番地 |
| 設置条例・規則等 | 下関市立東行記念館の設置に関する条例 下関市立東行記念館の設置に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 教育委員会教育部文化財保護課 |
| 設置目的 | 東行と号した高杉晋作の偉業をたたえることにより郷土の歴史に対する市民の知識及び理解を深め、もって市民の教育と文化の向上に資するため。 |
| 敷地面積（駐車場含む） | 不明（私有の建物地のため） 駐車可能台数 200 台（東行庵と共用） |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建て |
| 建物面積 | 221 m ² （2 階部分） |
| 耐震基準 | 未対応 |
| 施設の内容 | 高杉晋作や奇兵隊をはじめ、下関市吉田地区に関する資料などを収蔵し、下関の幕末・維新时期を中心とした展示調査活動を行っている。 |
| 使用貸借開始日 | 平成 22 年 3 月 |
| 建物価額 | 不明（私有の建物の一部を借用しているため） |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.55 名 嘱託職員 1.8 名 |
| 参考事項 | 宗教法人東行庵が開館した東行記念館を前身とし、平成 22 年 3 月に建物の 2 階部分を下関市が無償で借用し、平成 22 年 6 月から下関市立東行記念館として新たに開館した。 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 下関市立東行記念館観覧料 | 2,504 | 1,724 | 1,532 |
| 行政財産目的外使用料 | — | — | — |
| 雑入（実費弁償等） | — | — | — |
| 計 | 2,504 | 1,724 | 1,532 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 4,021 | 3,879 | 4,442 |
| 需用費中の修繕料 | 294 | — | — |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 1,022 | 1,431 | 1,323 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 1,724 | 3,448 | 7,464 |
| 計 | 7,061 | 8,758 | 13,229 |
| 歳入歳出差引 | ▲4,557 | ▲7,034 | ▲11,697 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 12,309 | 8,426 | 8,339 |

(3) 監査の結果

寄託品以外の預り品の取り扱いについて

平成 24 年 12 月に、東行記念館近隣の住民から書跡を一時的に預かって欲しいとの依頼があり、東行記念館の収蔵庫に保管しているが、往査日(平成 25 年 9 月 11 日)現在、所有者から返還の申出がないことから、保管したままとなっている。

【意見】

寄託又は寄贈に該当しない資料等を何らかの理由により預かる場合、預り期間を明記する等一定のルールを設け、これに則り、預り処理を行うことが望ましい。

個別事案 9. 美術館



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市立美術館 |
| 所在地 | 下関市長府黒門東町1番1号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市立美術館の設置等に関する条例 下関市立美術館の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 教育委員会教育部美術館 |
| 設置目的 | 市民の教育・学術及び文化の向上に資するため。 |
| 敷地面積(駐車場含む) | 15,786.31 m ² 駐車可能台数 230 台 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建地下1階 |
| 建物面積 | 4,837.07 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 美術館 |
| 開館(竣工)年月 | 昭和58年11月 |
| 建物価額 | 1,386,776 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員6名 嘱託職員4名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 美術館観覧料 | 12,086 | 9,460 | 8,426 |
| 行政財産目的外使用料 | 1,102 | 1,086 | 732 |
| 雑入（実費弁償等） | 10,835 | 3,065 | 3,213 |
| 国・県補助金 | 2,500 | 1,000 | — |
| 計 | 26,523 | 14,611 | 12,371 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 82,433 | 78,850 | 85,726 |
| 需用費中の修繕料 | 2,125 | 1,588 | 1,960 |
| 工事請負費 | — | 2,809 | 4,746 |
| その他の事業費 | 46,918 | 43,731 | 34,214 |
| 報償費 | 793 | 757 | 651 |
| 人件費 | 42,253 | 53,386 | 51,470 |
| 計 | 174,522 | 181,121 | 178,767 |
| 歳入歳出差引 | ▲147,999 | ▲166,510 | ▲166,396 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 80,989 | 68,635 | 57,832 |

(3) 監査の結果

①一時預りの美術品について

平成 18 年 5 月に、ドリームシップ（複合文化施設）建設に伴う婦人会館廃館のため、新施設開館までとして婦人会館から絵画 6 点を預かっていた。ドリームシップは平成 22 年 3 月に完成したが、婦人会館に相当する施設はなく、預かった絵画の内、1 点は所有者である下関連合婦人会に返還、もう 1 点は美術館備品として寄贈受入れ処理を行ったが、残り 4 点は、美術館で預かったままの状態となっていた。

また、平成 22 年 2 月に旧図書館から預かった絵画 30 点のうち、5 点については美術館の備品として受入処理を行っているが、残りの 25 点については、預かったままの状態になっていた。

【意見】

当初は一時的に保管する予定で預かっていた美術品を当初の事情が変わったことにより長期間保管する場合には、保管転換等の適切な受入処理を行うことが望ましい。

②受入未処理の資料等について

彫刻家「植木茂」(故人)の創作の下絵・制作ノート等、数千点の資料が遺族から寄贈を前提に持ち込まれたが、その内容の調査に時間がかかっていることから、預かったままの状態となっていた。

【意見】

美術品又は資料等を預かった場合、美術館として寄贈又は寄託を受け入れるかどうかの判断を行い、受け入れる場合には受入の処理を行うことになっている。

しかし、今回の事例のように、預かった物件が大量である場合には、その内容の調査に時間がかかり、受け入れるかどうかの判断にかなりの時間を要することになるが、現時点において、大量に物件を預かる場合における具体的な取り扱いが決められていない。当該資料については、早急に処理を行うとともに、今後、同様のことが発生した場合に備え、その処理方法について一定のルールを定めることが望ましい。

③業務委託に係るチェックリストの添付漏れについて

平成 24 年度より、「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進」が実施されている。

しかしながら、所蔵品展撤収業務に関する委託業務に関してはチェックリストが作成されていないものが 1 件あった。

【意見】

「業務委託に係るチェックシートの策定並びに取り組みの推進」に基づき、所蔵品展撤収業務に関する委託業務に関しても適切にチェックリストを作成すべきである。

④備品等の管理について

往査日(平成 25 年 8 月 23 日)現在、地下 1 階の入口の階段付近にパイプ椅子約 280 脚が在庫されているが、備品整理票が貼付されておらず、備品台帳にも記帳されていなかった。

【意見】

備品の実数把握及び所有者の明確化は、備品の適正な管理のためには必要なことである。パイプ椅子に備品整理票を貼付するとともに、備品台帳へ記帳すべきである。

⑤図録の管理について

図録に関しては受払管理台帳が作成されているが、現物をチェックしたところ、台帳と現物が一致しないものがあった。

【意見】

図録は、備品としての扱いは受けないが、市の財産であることから、適切な受払管理を行うべきである。

個別事案 10. 近代先人顕彰館
 (田中絹代ぶんか館)



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市立近代先人顕彰館 (田中絹代ぶんか館) |
| 所在地 | 下関市田中町 5 番 7 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市立近代先人顕彰館の設置等に関する条例 下関市立近代先人顕彰館の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者 (非公募) |
| 指定管理者名 | 公益財団法人下関市文化振興財団 |
| 所管部課 | 市民部市民文化課 |
| 設置目的 | 下関市にゆかりのある先人の功績を顕彰することにより、市民の歴史や文化に対する理解を深め、もって市民の文化の向上に資するため |
| 敷地面積 (駐車場含む) | 760.38 m ² 駐車可能台数 0 台 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 (煉瓦造混構造) |
| 延床面積 | 836.47 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | ミニホール、展示室 (1 階、2 階)、休憩室 |
| 開館年月 | 平成 22 年 2 月 |
| 建物価額 | 580,239 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 1.3 名 指定管理者職員 5 名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 1,272 | 540 | 298 |
| 行政財産目的外使用料 | 30 | 30 | 30 |
| 雑入（実費弁償等） | — | — | — |
| 計 | 1,302 | 570 | 328 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | 35,068 | 32,882 | 32,739 |
| 委託料（その他） | — | — | — |
| 需用費中の修繕料 | — | — | — |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 692 | 684 | 848 |
| 報償費 | 1,922 | 1,922 | 1,922 |
| 人件費 | 10,189 | 5,841 | 9,423 |
| 計 | 47,871 | 41,329 | 44,932 |
| 歳入歳出差引 | ▲46,569 | ▲40,759 | ▲44,604 |

②指定管理者の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 収入 | | | |
| 市からの委託金 | 33,384 | 32,145 | 32,738 |
| 利用料金 | — | — | — |
| その他 | — | — | — |
| 計 | 33,384 | 32,145 | 32,738 |
| 支出 | | | |
| 人件費 | 19,191 | 16,175 | 16,732 |
| 管理費 | 14,193 | 15,970 | 16,006 |
| 事業費（ソフト事業等） | — | — | — |
| 一般管理費 | — | — | — |
| 計 | 33,384 | 32,145 | 32,738 |
| 収支 | — | — | — |

③施設の利用状況

【ミニホール】

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用件数（件） | 76 | 125 | 100 |
| 利用人数（人） | 1,824 | 3,128 | 2,260 |

【田中絹代記念館入館者数】

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 16,454 | 6,228 | 3,737 |

(3) 監査の結果

①備品等の管理について

ア 備品台帳への記帳漏れについて

平成 22 年 3 月 19 日に寄贈を受けた車椅子が、備品台帳に記帳されていなかった。

【意見】

当該車椅子は、下関市立近代先人顕彰館に対する寄贈であり、下関市に帰属するものであることから、下関市の備品として登録した上で、『下関市立近代先人顕彰館の管理に関する基本協定書』の別紙 2 の 9 の物品管理（2）の規定に沿うよう備品台帳に記帳すべきである。

イ 備品及び収蔵品（寄贈品・寄託品を含む）の棚卸について

備品については毎年不定期に、収蔵品については平成 23 年 3 月、平成 25 年 3 月及び同年 9 月に、棚卸を行っているとの回答であったが、棚卸に関するチェック表や確認書等の保管がされていなかった。

【意見】

棚卸に関するチェック表や確認書等は、後日備品や収集品に異常が生じた場合に、その時期・原因等を検証する際に必要不可欠の資料である。そのため、保管期限を定め、これらを適正に保管することが望ましい。

また、棚卸は毎年又は隔年度ごと等、定期的に行うことが望ましい。

②収蔵品の保険について

収蔵品に対して損害保険が掛けられていなかった。

収蔵品のうち、田中絹代自身が使用していたことにより価値がある物品については、災害により消滅した場合、代替できないことから保険を掛ける意味に乏しいという一面がある一方、収蔵品の移動の際に保険が掛けられていることや管理責任の観点からすると、保険の加入が必要ではないかとも考えられる。

【意見】

現在のところ、収蔵品に関して、評価の検討を行っている段階であるが、その評価結果がまとめ次第、保険が必要か否か、検討することが望ましい。

③田中絹代記念館の利用状況

平成 21 年 2 月に開館し、平成 22 年度は 16,454 人の入場者数があったが、平成 23 年度、24 年度と大幅に減少している（上記（2）③利用状況参照）。

【意見】

田中絹代の若年層の認知度が低いことや駐車場が無いことなどの問題点はあるものの、周辺施設（旧秋田商会、旧山口銀行、旧英国領事館、唐戸市場等）との周遊性が高まるよう観光案内に何らかの工夫を行うことが望ましい。

個別事案 11. 下関市民会館



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市民会館 |
| 所在地 | 下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市民会館の設置等に関する条例 下関市民会館の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 指定管理者（非公募） |
| 指定管理者名 | 公益財団法人下関市文化振興財団 |
| 所管部課 | 市民部市民文化課 |
| 設置目的 | 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため |
| 敷地面積（駐車場含む） | 11,530.02 m ² 駐車可能台数 45 台 |
| 建物構造 延床面積 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下 1 階、地上 3 階 11,314.65 m ² |
| 耐震基準 | 対応中（調査済み） |
| 施設の内容 | 大ホール、中ホール、展示室 |
| 開館（竣工）年月 | 昭和 52 年 5 月 |
| 建物価額 | 5,151,295 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.49 名 指定管理者職員 20 名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 市民会館使用料 | 30,157 | 27,103 | 29,177 |
| 行政財産目的外使用料 | 672 | 575 | 675 |
| 雑入（実費弁償等） | — | — | — |
| 計 | 30,829 | 27,678 | 29,852 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理料） | 177,052 | 177,220 | 174,247 |
| 委託料（その他） | — | 16,871 | — |
| 需用費中の修繕料 | 1,182 | 59 | 125 |
| 工事請負費 | 6,405 | — | — |
| その他の事業費 | 1,058 | 2,987 | 3,408 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 9,856 | 3,651 | 3,552 |
| 計 | 195,553 | 200,788 | 181,332 |
| 歳入歳出差引 | ▲164,724 | ▲173,110 | ▲151,480 |

②指定管理者の一般会計に関する収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 収入 | | | |
| 市からの委託金 | 177,051 | 177,220 | 174,247 |
| 利用料金 | — | — | — |
| その他 | 379 | 316 | 339 |
| 計 | 177,431 | 177,536 | 174,586 |
| 支出 | | | |
| 人件費 | 99,154 | 101,281 | 96,391 |
| 管理費 | 78,277 | 76,255 | 78,195 |
| 事業費（ソフト事業等） | — | — | — |
| 一般管理費 | — | — | — |
| 計 | 177,431 | 177,536 | 174,586 |
| 収支 | — | — | — |

③指定管理者の特別会計に関する収支状況

(単位：千円)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入 | | | | | |
| 入場料収入 | 28,768 | 42,085 | 31,420 | 27,225 | 22,698 |
| 補助金収入 (助成金収入含む) | 15,220 | 11,486 | 10,684 | 14,472 | 10,340 |
| 受託料収入 | 8,189 | 7,521 | 7,048 | 7,299 | 8,998 |
| 会費収入 | 819 | 1,509 | 1,343 | 1,367 | 1,346 |
| 寄付金収入 | 1,261 | 1,682 | 1,434 | 1,113 | 1,712 |
| 雑収入 | 1,443 | 1,764 | 2,436 | 2,603 | 1,277 |
| 計 | 55,703 | 66,049 | 54,368 | 54,081 | 46,373 |
| 支出 | | | | | |
| 自主事業費 | 55,668 | 63,164 | 61,096 | 51,988 | 42,842 |
| 計 | 55,668 | 63,164 | 61,096 | 51,988 | 42,842 |
| 収支 | 34 | 2,884 | ▲6,728 | 2,092 | 3,530 |

※ 財団法人下関市文化振興財団の各事業年度の「事業報告及び決算報告書」に基づき作成している。千円未満の金額は切り捨てて表示している。

④施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 利用件数 (件) | 428 | 485 | 543 |
| 利用人数 (人) | 134,575 | 151,786 | 164,118 |

(3) 監査の結果

①利用者数の増加に向けた施策について

入場料収入が減少する中で、平成 23 年度、平成 24 年度と施設の利用者が増加していることは評価できる。

これは、下関市民会館(以下「市民会館」という。)の指定管理者である公益財団法人下関市文化振興財団(平成 24 年度以前は財団法人下関市文化振興財団、以下、総称して「財団」という。)の担当者が自主文化事業として実施する催し物の企画に工夫を凝らすとともに、会館の利用を積極的に働きかけたことが要因の一つと考えられる。

【意見】

市民会館という特性から、市民に良質な芸術性の高い催し物の提供が求められるが、このような催し物は必ずしも入場者数が期待できるものとは言い難く、また、高い料金を設定しづらいという事情があり、入場料収入が伸び悩むことについては止むを得ない面もあるが、今後とも入場券販売に努力するとともに、魅力ある芸術性の高い催し物を企画し、利用者の拡大及び市民の文化の向上に寄与することを期待したい。

②備品等の管理について

財団が購入した備品について、基本協定書の第 25 条で「管理物品台帳を備え適切に管理する」ことになっているが、往査日(平成 25 年 10 月 24 日)現在で、取得日が平成 22 年 10 月 15 日までのものについては「備品外リスト(注)」が作成され整理されていたが、それ以降に取得したものについては整理されていなかった。

また、市から財団に無償譲渡された 1 階ホールのグランドピアノについては、財団側において受入に関する規定がなく、リストに記載されていなかった。

(注) 財団は、実務上、管理物品台帳に該当するものとして「備品外リスト」と称する資料を作成し管理していた。

【意見】

財団に対し、基本協定書に基づく管理物品台帳への適時適切な記帳を指導するとともに、既存の備品を管理物品台帳に記帳するよう指導することが望ましい。

また、寄贈された備品の受入に関するルールを整備し、適切な受入処理を行うよう指導することが望ましい。

③指定管理者の自主文化事業に対する補助金について

市民会館の指定管理者である財団が行っている自主文化事業の収支について、以下の事項が認められた。

ア 平成 21 年度における自主文化事業の入場料収入

市民部市民文化課文化振興係(以下、「市民文化課」という。)に報告された、平成 21 年度の下関市文化事業費補助金(以下、「補助金」という。)の精算のための自主文化事業に関する決算書(以下、「自主文化事業決算書」という。)において、入場料収入が、財団が公表している冊子「事業報告及び決算報告書」(以下、「決算報告書」という。)には 42,085,300 円と記載されてるのに対し、自主文化事業決算書には 31,267,550 円と記載されており、10,817,750 円が過少に計上されていた。

イ 平成 20 年度から平成 24 年度における自主文化事業の経費

市民文化課に提出された平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間に係る自主文化事業決算書において、補助対象の趣旨から外れると思料される経費(例えば、自主文化事業以外のイベント参加費等)が「事務費」として、計上されていた。

【指摘事項】

- ア 市は、財団に対して、平成 21 年度において不適切に減額された入場料、及び平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間における補助金の趣旨から外れると思料される経費について再審査を行い、補助金の返還を含め、適正な処置を行うべきである。
- イ 交付要綱第 8 条には、「市長は、(略)実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が、補助金の交付の目的及び補助金の交付決定に際して付した条件に適合するものであるかを調査」と規定されており、この規定をより実効性のあるものにするために、審査体制を含め、内部統制の検証を行うべきである。
- ウ 現状の交付要綱及び運用状況では、補助対象となる経費の範囲が明確ではなく、補助金の使途が曖昧になりやすい。また、自主文化事業の経費の中には補助対象事業とそれ以外の事業の両方に関連する経費も含まれており、これらの経費の処理についても現行の交付要綱上では明確になっていない。
- 現状の交付要綱を見直し、補助対象となる経費の範囲等の具体的な指針を策定すべきである。

(参考)

市は、平成 26 年 1 月 30 日に記者会見を行い、平成 20 年度から平成 24 年度の補助金にかかる処理について、行政監察を実施した。その後、詳細な調査を行い、財団に対して過払金 5,695,350 円(平成 21 年度分:3,986,660 円、平成 24 年度分:1,708,690 円)の返還を求めることを公表している。

④指定管理者における現金及び預金の処理について

財団は、財団法人市民会館友の会(以下、「友の会」という。)の会費収入及びイベント等のチケットの販売収入(前受金に該当)を販売窓口で受領、あるいは金融機関の預金口座に振込を受けているが、これら前受金を受領した時点においては、財団の収入として帳簿に記帳しておらず、後日、一定時点でまとめて前受金計上する処理を行っていた結果、財団の決算日である平成 25 年 3 月末現在で現金及び預金が決算報告書において計上漏れとなっていた。

【意見】

市は財団に、決算日において既に収受している現金又は普通預金残高を決算書上計上するよう指導すべきである。

個別事案 12. 下関市体育館



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市体育館 |
| 所在地 | 下関市向洋町一丁目 12 番 1 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市体育施設の設置等に関する条例 下関市体育施設の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 観光交流部スポーツ振興課 |
| 設立目的 | 市民の健康の増進と体育の振興を図るため |
| 敷地面積(駐車場含む) | 6,272.95 m ² 駐車可能台数 396 台 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 建物面積 | 6,846.93 m ² |
| 耐震基準 | 調査中 |
| 施設の内容 | バレーボール 3、バスケットボール 2、バドミントン 10、卓球 32、 ハンドボール 2、体操一式、談話室 |
| 開館(竣工)年月 | 昭和 38 年 9 月 |
| 建物価額 | 1,232,940 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.56 名 嘱託職員 1.2 名 |
| 参考事項 | 駐車台数は、下関運動公園全体の数値 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 7,003 | 6,797 | 6,056 |
| 行政財産目的外使用料 | 20 | 23 | 24 |
| 雑入（実費弁償等） | 226 | 230 | 222 |
| 計 | 7,249 | 7,050 | 6,302 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 3,131 | 3,233 | 30,808 |
| 需用費中の修繕料 | 1,703 | 1,794 | 1,177 |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 8,512 | 7,917 | 8,420 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 11,370 | 10,825 | 6,388 |
| 計 | 24,716 | 23,769 | 46,793 |
| 歳入歳出差引 | ▲17,467 | ▲16,719 | ▲40,491 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 70,390 | 75,765 | 73,398 |

(3) 監査の結果

備品等の管理について

他部局から移転された応接椅子が、現物はあるものの備品台帳に記帳されていなかった。

【意見】

保管転換手続等適切な処理を行うべきである。

個別事案 13. 下関市営下関陸上競技場



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市営下関陸上競技場 |
| 所在地 | 下関市向洋町一丁目 10 番 1 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市体育施設の設置等に関する条例 下関市体育施設の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 観光交流部スポーツ振興課 |
| 設立目的 | 市民の健康の増進と体育の振興を図るため |
| 敷地面積(駐車場含む) | 29,753.55 m ² 駐車可能台数 396 台 |
| 建物構造 建物面積 | 鉄筋コンクリート造 7,532.29 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 第 2 種公認(全天候舗装) 400m8 レーン、走幅跳、走高跳、3 段跳、棒高跳、砲丸投、ハンマー投、円盤投 |
| 開館(竣工)年月 | 昭和 33 年 8 月 |
| 建物価額 | 2,001,900 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.2 名 嘱託職員 3.2 名 |
| 参考事項 | 平成 8 年度に大規模改修を行いスタンドを新設したため、耐震基準については対応済 駐車台数は、下関運動公園全体の数値 |

個別事案 15. 下関市弓道場



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市弓道場 |
| 所在地 | 下関市向洋町一丁目7番1号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市体育施設の設置等に関する条例 下関市体育施設の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 観光交流部スポーツ振興課 |
| 設立目的 | 市民の健康の増進と体育の振興を図るため |
| 敷地面積(駐車場含む) | 1,649 m ² 駐車可能台数 396 台 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 建物面積 | 770.59 m ² |
| 耐震基準 | 対応済み |
| 施設の内容 | 近的 12 連射、練習室 |
| 開館(竣工)年月 | 昭和 57 年 4 月 |
| 建物価額 | 59,820 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.12 名 嘱託職員 0.16 名 |
| 参考事項 | 駐車台数は、下関運動公園全体の数値 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 972 | 980 | 795 |
| 行政財産目的外使用料 | 6 | 6 | 7 |
| 雑入（実費弁償等） | 60 | 64 | 48 |
| 計 | 1,038 | 1,050 | 850 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 996 | 620 | 605 |
| 需用費中の修繕料 | 128 | 754 | 386 |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 999 | 1,041 | 897 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 6,770 | 6,428 | 1,183 |
| 計 | 8,893 | 8,843 | 3,071 |
| 歳入歳出差引 | ▲7,855 | ▲7,793 | ▲2,221 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 15,143 | 13,050 | 8,907 |

(3) 監査の結果

備品等の管理について

施設の事務所内に備品台帳には記帳されていない据置型金庫があったが、往査日（平成 25 年 9 月 18 日）現在、使用されていなかった。

【意見】

物品の撤去等適切な事務処理を行うべきである。

個別事案 17. 下関市相撲場



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市相撲場 |
| 所在地 | 下関市向洋町一丁目 2 番 34 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市体育施設の設置等に関する条例 下関市体育施設の設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 観光交流部スポーツ振興課 |
| 設立目的 | 市民の健康の増進と体育の振興を図るため |
| 敷地面積(駐車場含む) | 986.72 m ² 駐車可能台数 396 台 |
| 建物構造 | RC 造 |
| 建物面積 | 129.60 m ² |
| 耐震基準 | 対応済み |
| 施設の内容 | 土俵、土俵屋形、管理棟 |
| 開館(竣工)年月 | 昭和 62 年 8 月 |
| 建物価額 | 8,260 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.06 名 嘱託職員 0.06 名 |
| 参考事項 | 駐車台数は、下関運動公園全体の数値 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 70 | 77 | 70 |
| 行政財産目的外使用料 | — | — | — |
| 雑入（実費弁償等） | — | — | — |
| 計 | 70 | 77 | 70 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 203 | 252 | 198 |
| 需用費中の修繕料 | — | — | — |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 163 | 56 | 58 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 652 | 438 | 553 |
| 計 | 1,018 | 746 | 809 |
| 歳入歳出差引 | ▲948 | ▲669 | ▲739 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用人数（人） | 541 | 886 | 1,552 |

※ 利用人数のうち、相撲場（土俵）としての利用は皆無である。

(3) 監査の結果

相撲場(土俵)の利用状況について

平成 22 年 3 月 18 日の市議会（文教厚生委員会）で「管理されていないような状態が続いている。」と指摘され、当時の体育課長も「土俵がブルーシートで覆われている状態で、この 2 年ほど相撲の利用というものはない。」と答弁している。

現状においても、土俵にブルーシートが敷かれており、平成 22 年当時の状況と比較して大きな変化はない。

平成 23 年に山口県が市内に相撲場を有する県立下関武道館を設置したこともあり、また、市内にも同種の施設があることから、今後利用者の増加も図れない状況にある。



【意見】

施設の維持管理コストも発生していることから、今後、廃止の検討をすることが望ましい。

個別事案 23. 下関市動物愛護管理センター



(1) 施設の概要

| | |
|--------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市動物愛護管理センター |
| 所在地 | 下関市大字井田 |
| 設置条例・規則等 | 下関市動物愛護管理センターの設置等に関する条例 下関市動物愛護管理センターの設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 保健部動物愛護管理センター |
| 設置目的 | 動物愛護の意識を高め、及び公衆衛生の向上を図るため |
| 敷地面積(駐車場含む) | 5,796.28 m ² 駐車可能台数 23 台 |
| 建物構造 建物面積 | (愛護棟) 平屋：鉄骨造 (管理棟) 地階：鉄筋コンクリート、1階：鉄骨造 1,300.65 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 愛護棟：多目的ホール・見合い室・譲渡犬舎・譲渡猫舎・研修室 ・グルーミング室・処置室・ボランティア室・事務所 ・(ふれあいサークル) 管理棟：受入室・犬舎・猫舎・隔離動物舎・処分室・麻酔剤回収室 ・コントロール室 ペット火葬・不要犬猫引取・届出受付・講習会・譲渡会 等 ※動物を見せるための施設ではなく、譲渡を前提としている 譲渡を推進するため、譲渡に関する経費は徴収していない ※貸館・貸部屋等の業務は行っていない |
| 開館(竣工)年月 | 平成 21 年 4 月 |
| 建物価額 | 約 333,000 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 4.37 名 嘱託職員 3.05 名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 行政財産目的外使用料 | 1 | 1 | 63 |
| 雑入（実費弁償等） | 1,929 | 1,789 | 1,962 |
| その他（手数料） | 9,953 | 10,014 | 10,039 |
| 計 | 11,883 | 11,804 | 12,064 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料（指定管理） | — | — | — |
| 委託料（その他） | 36,253 | 36,667 | 30,711 |
| 需用費中の修繕料 | 176 | 474 | 1,809 |
| 工事請負費 | — | — | 2,249 |
| その他の事業費 | 13,526 | 14,992 | 16,653 |
| 報償費 | 151 | 216 | 294 |
| 人件費 | 35,774 | 37,101 | 37,749 |
| 計 | 85,880 | 89,450 | 89,465 |
| 歳入歳出差引 | ▲73,997 | ▲77,646 | ▲77,401 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 利用件数(業務の委託等に伴う措置)(件) | 51 | 49 | 50 |
| 利用人数（人） | 951 | 1,056 | 1,311 |
| 来場者数（人） | 9,991 | 10,738 | 7,675 |

(3) 監査の結果

①薬品の棚卸状況について

下関市動物愛護管理センター（以下「センター」という。）では、野犬等の捕獲に使用する吹矢用の麻酔薬を取り扱っている。

取扱者の麻薬（管理者・研究者・施用者）免許証や薬品の受払簿を備え付けているが、当該薬品の利用がないため、平成 25 年 2 月の購入時から、往査日(平成 25 年 8 月)までの間、現物の在庫確認を行っていなかった。

【意見】

山口県健康福祉部薬務課発行の「麻酔管理マニュアル（飼育動物診療施設用）及び厚生労働省医薬食品局監視指導・麻酔薬対策課発行の「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」において、定期的に在庫確認をするよう示されている。

麻酔薬という特質上、不正使用の牽制や事故防止のためにも、頻繁に在庫確認を行うよう再検討することが望ましい。

②手数料の有料化について

センターでは、動物の引取料金は無料であり、引取後、第三者へ譲渡若しくは殺処分がなされる。

なお、殺処分方法は、世界初の吸入麻酔剤リサイクルシステムを採用している。このシステムにより、処分される動物の苦痛がなく、処分に携わる職員の精神的苦痛も大きく軽減され、さらに麻酔剤がリサイクルされることで、地球温暖化防止という効果も生まれている。

一方で、このリサイクルシステムの設置・維持に関して多大なコストも生じている（「(2) 収支及び利用状況 ①市の収支状況」参照）。

【意見】

現状において、都道府県・政令指定都市・中核都市における、引取料が無料で実施されている地方公共団体は、ごく少数である(高知県他 1 県、札幌市他 2 政令指定都市、旭川市他 4 中核都市)。

山口県においては平成 19 年 10 月に有料化されている。下関市においても、厳しい財政状況に鑑みれば、受益者に一定の負担を求めるよう有料化を検討することが望ましい。

個別事案 25. 川中公民館



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 下関市立川中公民館 |
| 所在地 | 下関市伊倉町二丁目1番1号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市立公民館の設置等に関する条例 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則 下関市立公民館運営審議会規則 下関市立公民館使用料規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 教育委員会教育部生涯学習課 |
| 設立目的 | 地域住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。 |
| 敷地面積(駐車場含む) | 7,982 m ² 駐車可能台数 122 台 |
| 建物構造 | 鉄筋4階建 |
| 建物面積 | 2,903 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 講堂(464 m ²)、第1研修室(22 m ²)、第2研修室(117 m ²)、第3研修室(23 m ²)、第4研修室(46 m ²)、第5研修室(64 m ²)、第1講座室(46 m ²)、第2講座室(76 m ²)、視聴覚室(117 m ²)、図書兼児童室(117 m ²)、レクリエーション室(117 m ²)、会議室(45 m ²)、料理教室(117 m ²)、工作室(114 m ²) |
| 開館(竣工)年月 | 平成4年6月 |
| 建物価額 | 646,730 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.11 名 嘱託職員 4.29 名 |

(3) 監査の結果

①備品等の管理について

備品を実査した結果、以下のような事例が見受けられた。

ア 備品台帳に記帳されていない物品について、次のような問題点があった。

| 物品 | 問題点 |
|-------------------|--|
| 館長利用パソコン | 外部の団体から貸与されたパソコンである。情報管理上もリスクがあり、返還すべきである。 |
| 事務室所在の冷蔵庫 ロッカー | 個人からの受入か不明なため、受入処理がなされていない。市の備品として扱うものであれば、適正な処理を行うべきである |
| プリンタ | 他の施設から移転されたが、保管転換手続がなされていない。 |

【意見】

上記の問題点につき、適正に対処すべきである。

イ 公民館の利用団体（婦人会等）が所有する物品が置かれている事例が見受けられたが、利用団体の私物の保管等の取り扱いについては、条例等に規定はない。

【意見】

公の施設として、一般の利用者が施設を適切に利用できるよう何らかのルールを作り、適正に処理することが望ましい。

②つり銭準備金について

川中公民館では、つり銭準備金を用意していない。利用者は公民館を利用するに当たり、予めつり銭が発生しないよう金種を用意しなければならない。

【意見】

利用者の利便性を考慮して、つり銭準備金を用意することが望ましい。

個別事案 26. 黒井公民館



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市立黒井公民館 |
| 所在地 | 下関市豊浦町大字黒井 2345 番地 1 |
| 設置条例・規則等 | 下関市立公民館の設置等に関する条例 下関市立公民館の設置等に関する条例施行規則 下関市立公民館運営審議会規則 下関市立公民館使用料規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 教育委員会教育部豊浦教育支所 |
| 設立目的 | 地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。 |
| 敷地面積（駐車場含む） | 建物借上げ |
| 建物構造 | 鉄筋 2 階建 |
| 建物面積 | 759.81 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 第 1 研修室 (287 m ²) ・ 第 2 研修室 (27 m ²) ・ 第 3 研修室 (31 m ²) ・ 和室 (31 m ²) ・ 調理室 (43 m ²) |
| 開館（竣工）年月 | 平成 12 年 6 月 |
| 建物価額 | — |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.125 名 嘱託職員 2.52 名 |
| 参考事項 | 賃貸借物件 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 298 | 285 | 287 |
| 行政財産目的外使用料 | — | — | — |
| 雑入（実費弁償等） | 165 | 167 | 172 |
| 計 | 463 | 452 | 459 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 394 | 647 | 617 |
| 需用費中の修繕料 | — | — | — |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 4,745 | 3,414 | 3,566 |
| 報償費 | 60 | 71 | 60 |
| 人件費 | 4,207 | 6,160 | 5,740 |
| 計 | 9,406 | 10,292 | 9,983 |
| 歳入歳出差引 | ▲8,943 | ▲9,840 | ▲9,524 |

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 利用件数（件） | 718 | 734 | 791 |
| 利用人数（人） | 9,108 | 8,749 | 9,684 |

(3) 監査の結果

①備品等の管理について

備品につき、実査を実施した結果、以下のような事例が見受けられた。

ア 教育委員会教育部豊浦教育支所所有の OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）が備品室で保管されているが、備品台帳に記帳されていなかった。

【意見】

備品台帳への記帳手続を行うべきである。

イ 黒井公民館が建物の所有者から賃借する備品は、「建物賃貸借契約書」（以下、「契約書」という。）において個別記載されているが、この契約書に記載されていない備品があった。

【意見】

当該資産については、契約書上で個別記載をすべきである。

②近隣の公の施設との施設内容の重複について

黒井公民館の道路向かいに豊浦勤労青少年ホームがあり、両施設の施設内容の一部は類似している。

なお、質問及び関連書類を閲覧したところ、両施設の利用率は低調であった。

【意見】

事務管理コスト削減の観点から、今後、建物賃貸借契約の更新時や施設の建て替え時に、賃貸借資産の規模縮小といった契約の見直しや両施設の統合等の検討が望ましい。

個別事案 27. 乃木浜総合公園



(1) 施設の概要

| | |
|-------------|--|
| 公の施設の名称 | 乃木浜総合公園 |
| 所在地 | 下関市乃木浜二丁目 |
| 設置条例・規則等 | 下関市都市公園条例 下関市都市公園条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 都市整備部公園緑地課 |
| 設置目的 | 都市公園 |
| 敷地面積(駐車場含む) | 138,000 m ² 駐車可能台数 227 台 |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート |
| 建物面積 | 572.14 m ² |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 都市公園 (総合公園) |
| 開館 (竣工) 年月 | 平成 11 年 3 月 |
| 建物価額 | 173,670 千円 |
| 職員配置の状況 | 市職員 1.29 名 嘱託その他 4 名 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 使用料 | 1,168 | 1,059 | 1,593 |
| 行政財産目的外使用料 | — | — | — |
| 雑入（実費弁償等） | 461 | 456 | 444 |
| 計 | 1,629 | 1,515 | 2,037 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料 | 45,459 | 46,418 | 45,260 |
| 需用費中の修繕料 | 300 | 405 | 338 |
| 工事請負費 | 85,277 | 81,794 | 47,626 |
| その他の事業費 | 2,323 | 2,120 | 2,043 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 14,235 | 17,301 | 17,082 |
| 計 | 147,594 | 148,038 | 112,349 |
| 歳入歳出差引 | ▲145,965 | ▲146,523 | ▲110,312 |

②施設の利用状況

※ 施設の特質上、利用件数・利用人数とも把握していない

(3) 監査の結果

自動販売機の設置について

野外の自動販売機の設置料に関しては、下関市都市公園条例第 14 条に基づき、基準額通りの料金で設定されている。

なお、実際の年間の料金設定は以下のとおりである。

| 業者 | 設定料金 | 1 台当たり設定料金 |
|-----|---------|------------|
| A 社 | 1,233 円 | 411 円 |
| B 社 | 1,233 円 | 411 円 |
| C 社 | 1,480 円 | 370 円 |

近隣には商店もなく、公園という性質上、相当程度の利用が思料される。

【意見】

市の厳しい財政状況に鑑み、民間に準じた設置料で公募する等、市の歳入の増加を図る施策を早期に導入・実施することが望ましい。

個別事案 28. 下関市リサイクルプラザ（啓発棟のみ）



（1）施設の概要

| | |
|--------------|---|
| 公の施設の名称 | 下関市リサイクルプラザ |
| 所在地 | 下関市古屋町一丁目 18 番 1 号 |
| 設置条例・規則等 | 下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例 下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例施行規則 |
| 管理の方法 | 直営 |
| 所管部課 | 環境部環境施設課 |
| 設置目的 | 一般廃棄物の分別収集に供するとともに、その減量、再資源化及び再生利用を促進し、並びにリサイクルの情報及び体験の場を市民に提供すること等により市民の意識の啓発を図り、もって市民の自主的な活動の支援と循環型社会の形成に寄与するため。(条例第 1 条より) |
| 敷地面積(駐車場含む) | 31,078 m ² （環境部庁舎である管理棟を含む下関市リサイクルプラザ全体） 駐車可能台数 大型 4 台、普通車 37 台、障害者等専用 4 台 (啓発棟利用者優先場所) |
| 建物構造 建物面積 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 建物台帳 5,391.97 m ² （啓発棟）、10,296.04 m ² （処理棟）、104.76 m ² （計量棟）、1,342.76 m ² （ストックヤード棟）、786.31 m ² （洗車・車両整備棟） |
| 耐震基準 | 対応済 |
| 施設の内容 | 啓発棟：(1 階 事務室、エココーナー、リサイクル工房、展示ホール等)、(2 階 図書室、リサイクル工房 3 室等)、(3 階 第 1・2 研修室、和室(1)・(2)、会議室(1)等)、(地下 1 階 直営収集車駐車場等)（啓発棟のみ記載） |
| 開館（竣工）年月 | 平成 15 年 6 月 |
| 建物価額 | 617,120 千円（H24.9.26 保険台帳 啓発棟） |

| | |
|---------|--|
| | 521,655 千円 (H21.9.18 建物台帳 啓発棟) 5,995,500 千円 (工事費 処理棟、ストックヤード棟、啓発棟を含む) |
| 職員配置の状況 | 市職員 0.4 名 嘱託職員 0.7 名 受託業者従業員 6 名 |
| 参考事項 | 下関市リサイクルプラザは、啓発棟、処理棟、管理棟及び車両整備棟等からなっているが、条例及び規則は、条例第 1 条 (設置) については、啓発棟及び処理棟について記載があるが、条例第 2 条 (名称及び位置) 等を除き、啓発棟のみを想定においている。 |

(2) 収支及び利用状況

①市の収支状況

(単位：千円)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 歳入 | | | |
| 下関市リサイクルプラザ | 538 | 545 | 580 |
| 行政財産目的外使用料 | 60 | 61 | 66 |
| 雑入 (実費弁償等) | 306 | 414 | 422 |
| 計 | 904 | 1,020 | 1,068 |
| 歳出 | | | |
| 事業費等 | | | |
| 委託料(施設管理) | 11,561 | 13,564 | 13,564 |
| 委託料 (その他) | 2,626 | 2,967 | 1,986 |
| 需用費中の修繕料 | 361 | 521 | 598 |
| 工事請負費 | — | — | — |
| その他の事業費 | 37,858 | 38,491 | 37,974 |
| 報償費 | — | — | — |
| 人件費 | 4,262 | 4,262 | 4,262 |
| 計 | 56,668 | 59,805 | 58,384 |
| 歳入歳出差引 | ▲55,764 | ▲58,785 | ▲57,316 |

※1 委託料 (その他) には、啓発棟を含む処理棟及び管理棟等施設を対象とした委託料も含まれている。

※2 需用費中の修繕料には、啓発棟・処理棟共用施設に係る修繕費は含まれていない。

※3 その他の事業費のうち、光熱水費等歳出については、啓発棟以外の経費を正確に仕分できないため、他プラザ施設及び他施設の経費を含んだ金額のまま集計している。

②施設の利用状況

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 利用件数（件）（※1） | — | — | — |
| 利用人数（人）（※2） | 74,224 | 61,269 | 59,018 |

※1 処理棟見学者及び啓発棟1階・2階利用者を含むため、利用件数は不明。

※2 処理棟見学者及び啓発棟1階・2階利用者を含む利用人数。

（3）監査の結果

研修室等の利用促進について

下関リサイクルプラザの啓発棟には、研修室2室（134席・73席）、和室2室（12畳半）、会議室2室（15席・13席）がある。

これらの利用状況は「（2）収支及び利用状況 ②施設の利用状況にあるように、この3年間減少傾向にある。特に、利用するにあたり駐車スペースの懸念が少ない会議室・和室の利用率に低調なものがある（「下関市リサイクルプラザ施設利用状況一覧表」参照）。

【意見】

市のホームページには利用の案内もあるが、この施設を広く市民に利用されるよう更なるPR活動等が望ましい。

下関市リサイクルプラザ施設利用状況一覧表

単位:件

| 年 度 | 年 月 | 利用 人数 | 減 免 件 数 | 見 学 内 容 | | | 部 屋 利 用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------------|----------|------------------|-------------|--------|--------|---------------------|-------|-------|--------------------|-------|-------|------------------|------|-------|------------------|------|------|------------------|------|-------|------------------|------|-------|----|----|----|--|--|--|
| | | | | ビ デ オ | 見 学 | 体 験 | 第1研修室 (46卓/134脚) | | | 第2研修室 (25卓/73脚) | | | 和室1 (長机/12畳半) | | | 和室2 (長机/12畳半) | | | 会議室① (5卓/15脚) | | | 会議室② (6卓/13脚) | | | | | | | | |
| | | | | | | | 午前 | 午後 | 終日 | 午前 | 午後 | 終日 | 午前 | 午後 | 終日 | 午前 | 午後 | 終日 | 午前 | 午後 | 終日 | 午前 | 午後 | 終日 | 午前 | 午後 | 終日 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 年 度 | 23年4月 | 1,529 | 7 | 5 | 6 | 3 | 3 | 7 | 1 | 7 | 8 | 4 | 10 | 4 | 2 | 10 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 | 9 | | | | | | |
| | 23年5月 | 2,543 | 9 | 10 | 10 | 6 | 6 | 6 | 6 | 14 | 7 | 2 | 9 | 2 | 4 | 12 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 6 | | | | | | |
| | 23年6月 | 2,728 | 19 | 10 | 14 | 13 | 12 | 9 | 4 | 9 | 10 | 6 | 9 | 0 | 4 | 13 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 9 | | | | | | |
| | 23年7月 | 3,175 | 20 | 2 | 5 | 3 | 7 | 7 | 7 | 9 | 9 | 4 | 10 | 2 | 5 | 11 | 2 | 3 | 0 | 1 | 4 | 3 | 2 | 12 | | | | | | |
| | 23年8月 | 1,809 | 15 | 3 | 3 | 2 | 5 | 5 | 5 | 7 | 7 | 7 | 8 | 1 | 3 | 11 | 2 | 1 | 0 | 1 | 8 | 2 | 0 | 10 | | | | | | |
| | 23年9月 | 1,665 | 6 | 5 | 6 | 4 | 6 | 3 | 4 | 8 | 6 | 3 | 13 | 2 | 3 | 13 | 3 | 1 | 1 | 0 | 6 | 1 | 1 | 10 | | | | | | |
| | 23年10月 | 1,764 | 14 | 3 | 3 | 0 | 4 | 5 | 7 | 7 | 6 | 7 | 9 | 1 | 7 | 10 | 1 | 5 | 1 | 1 | 9 | 0 | 2 | 11 | | | | | | |
| | 23年11月 | 1,421 | 13 | 5 | 5 | 4 | 7 | 2 | 2 | 9 | 6 | 5 | 11 | 0 | 3 | 12 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 1 | 1 | 12 | | | | | | |
| | 23年12月 | 1,376 | 8 | 2 | 3 | 3 | 4 | 6 | 3 | 5 | 6 | 2 | 8 | 1 | 4 | 9 | 1 | 3 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 11 | | | | | | |
| | 24年1月 | 1,359 | 8 | 1 | 1 | 0 | 2 | 5 | 4 | 11 | 6 | 3 | 6 | 0 | 2 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 9 | | | | | | |
| | 24年2月 | 2,370 | 24 | 1 | 1 | 1 | 5 | 8 | 7 | 8 | 10 | 5 | 7 | 2 | 5 | 8 | 1 | 3 | 0 | 4 | 4 | 1 | 1 | 11 | | | | | | |
| | 24年3月 | 1,532 | 6 | 4 | 4 | 2 | 4 | 3 | 2 | 8 | 7 | 4 | 9 | 0 | 2 | 10 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 | 0 | 0 | 12 | | | | | | |
| | ①計 | 23,271 | 149 | 51 | 61 | 41 | 65 | 66 | 52 | 102 | 88 | 52 | 109 | 15 | 44 | 127 | 13 | 24 | 7 | 12 | 54 | 17 | 12 | 122 | | | | | | |
| | ②利用率(①/365日) | | | 14.0% | 16.7% | 11.2% | 17.8% | 18.1% | 14.2% | 27.9% | 24.1% | 14.2% | 29.9% | 4.1% | 12.1% | 34.8% | 3.6% | 6.6% | 1.9% | 3.3% | 14.8% | 4.7% | 3.3% | 33.4% | | | | | | |
| 回転率(1/②) (何日に1件) | | | 7.2 | 6.0 | 8.9 | 5.6 | 5.5 | 7.0 | 3.6 | 4.1 | 7.0 | 3.3 | 24.3 | 8.3 | 2.9 | 28.1 | 15.2 | 52.1 | 30.4 | 6.8 | 21.5 | 30.4 | 3.0 | | | | | | | |
| 24 年 度 | 24年4月 | 1,416 | 7 | 3 | 4 | 3 | 0 | 8 | 2 | 7 | 6 | 5 | 6 | 0 | 6 | 8 | 1 | 4 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 13 | | | | | | |
| | 24年5月 | 1,549 | 6 | 3 | 5 | 3 | 2 | 6 | 1 | 7 | 8 | 4 | 6 | 2 | 5 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 7 | | | | | | |
| | 24年6月 | 2,722 | 14 | 13 | 20 | 13 | 10 | 7 | 4 | 11 | 13 | 3 | 10 | 2 | 4 | 8 | 2 | 2 | 1 | 0 | 5 | 1 | 0 | 14 | | | | | | |
| | 24年7月 | 2,036 | 18 | 2 | 7 | 4 | 7 | 7 | 2 | 7 | 13 | 3 | 8 | 0 | 3 | 7 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 10 | | | | | | |
| | 24年8月 | 1,517 | 16 | 3 | 5 | 2 | 4 | 5 | 4 | 7 | 10 | 3 | 7 | 0 | 4 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 7 | | | | | | |
| | 24年9月 | 2,282 | 16 | 7 | 8 | 8 | 7 | 8 | 4 | 8 | 13 | 2 | 9 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 17 | | | | | | |
| | 24年10月 | 1,537 | 8 | 10 | 10 | 5 | 6 | 6 | 2 | 9 | 9 | 3 | 6 | 0 | 4 | 7 | 0 | 2 | 0 | 1 | 6 | 0 | 1 | 16 | | | | | | |
| | 24年11月 | 1,885 | 16 | 9 | 9 | 5 | 7 | 8 | 1 | 14 | 10 | 6 | 8 | 0 | 4 | 8 | 0 | 2 | 1 | 2 | 4 | 0 | 1 | 13 | | | | | | |
| | 24年12月 | 1,620 | 7 | 2 | 2 | 2 | 2 | 9 | 4 | 7 | 8 | 2 | 6 | 0 | 2 | 5 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 10 | | | | | | |
| | 25年1月 | 1,183 | 8 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 | 3 | 6 | 8 | 2 | 6 | 0 | 4 | 6 | 0 | 2 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 9 | | | | | | |
| | 25年2月 | 2,119 | 15 | 1 | 2 | 1 | 4 | 6 | 2 | 6 | 9 | 6 | 7 | 3 | 3 | 6 | 2 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 | 3 | 8 | | | | | | |
| | 25年3月 | 2,462 | 7 | 2 | 3 | 2 | 5 | 6 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 4 | 7 | 3 | 6 | 5 | 0 | 2 | 5 | 2 | 1 | 12 | | | | | | |
| | ①計 | 22,328 | 138 | 56 | 76 | 48 | 55 | 81 | 35 | 94 | 113 | 44 | 85 | 12 | 49 | 72 | 15 | 26 | 8 | 13 | 47 | 12 | 7 | 136 | | | | | | |
| | ②利用率(①/365日) | | | 15.3% | 20.8% | 13.2% | 15.1% | 22.2% | 9.6% | 25.8% | 31.0% | 12.1% | 23.3% | 3.3% | 13.4% | 19.7% | 4.1% | 7.1% | 2.2% | 3.6% | 12.9% | 3.3% | 1.9% | 37.3% | | | | | | |
| 回転率(1/②) (何日に1件) | | | 6.5 | 4.8 | 7.6 | 6.6 | 4.5 | 10.4 | 3.9 | 3.2 | 8.3 | 4.3 | 30.4 | 7.4 | 5.1 | 24.3 | 14.0 | 45.6 | 28.1 | 7.8 | 30.4 | 52.1 | 2.7 | | | | | | | |
| 25 年 度 | 25年4月 | 1,063 | 6 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 | 1 | 6 | 5 | 5 | 6 | 0 | 4 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 | 11 | | | | | | |
| | 25年5月 | 1,986 | 10 | 9 | 8 | 7 | 5 | 6 | 2 | 7 | 11 | 5 | 5 | 6 | 4 | 6 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 4 | 1 | 9 | | | | | | |
| | 25年6月 | 2,898 | 13 | 11 | 16 | 12 | 9 | 8 | 4 | 11 | 9 | 7 | 8 | 2 | 5 | 8 | 7 | 3 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 11 | | | | | | |
| | 25年7月 | 1,340 | 15 | 5 | 6 | 5 | 3 | 7 | 3 | 7 | 10 | 3 | 7 | 1 | 5 | 7 | 0 | 2 | 1 | 0 | 5 | 1 | 0 | 11 | | | | | | |
| | 25年8月 | 1,500 | 17 | 0 | 1 | 1 | 3 | 5 | 4 | 5 | 8 | 4 | 7 | 2 | 3 | 9 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 | | | | | | |
| | ①計 | 8,787 | 61 | 26 | 32 | 26 | 20 | 33 | 14 | 36 | 43 | 24 | 33 | 11 | 21 | 36 | 11 | 9 | 5 | 4 | 18 | 8 | 1 | 48 | | | | | | |
| | ②利用率(①/153日) | | | 17.0% | 20.9% | 17.0% | 13.1% | 21.6% | 9.2% | 23.5% | 28.1% | 15.7% | 21.6% | 7.2% | 13.7% | 23.5% | 7.2% | 5.9% | 3.3% | 2.6% | 11.8% | 5.2% | 0.7% | 31.4% | | | | | | |
| 回転率(1/②) (何日に1件) | | | 5.9 | 4.8 | 5.9 | 7.7 | 4.6 | 10.9 | 4.3 | 3.6 | 6.4 | 4.6 | 13.9 | 7.3 | 4.3 | 13.9 | 17.0 | 30.6 | 38.3 | 8.5 | 19.1 | 153.0 | 3.2 | | | | | | | |

※ 見学内容及び部屋利用については、1利用者が複数の見学及び部屋利用をしている場合がある。

【分析】

- ①「第1研修室」は各年度とも、午前のみ、午後のみ利用は、概ね1週間の間に1件の利用となっているが、終日利用となると、10日に1件の利用となっている。
- ②「第2研修室」は各年度とも、午前のみ、午後のみ利用は、概ね1週間の間に2件の利用となっているが、終日利用となると、1週間に1件の利用となっている。
- ③「和室1」は各年度とも、午前のみ利用は、概ね1週間の間に1件の利用となっているが、午後のみ利用は1カ月間に1、2件の利用しかない。なお、終日利用となると、1週間に1件の利用となっている。
- ④「和室2」は「和室1」と続間になっていることから、同時利用している場合が多いので、午前のみ、午後のみについて、和室1と同様な利用状況になっている。ただし、終日利用となると、単独での和室2の利用頻度は低いようである。
- ⑤「会議室①」は各年度とも、午前のみ、午後のみ利用は、概ね1～2カ月の間に1件の利用となっているが、終日利用となると、1週間に1件の利用となっている。
- ⑥「会議室②」は各年度とも、午前のみ、午後のみ利用は「会議室①」と類似しているが、終日利用となると、1週間に2件の利用となっている。